

平成31年度新しい日本のための優先課題推進枠説明資料

頁

秘書課経費	-----	1
広報課経費	-----	15
情報政策課経費	-----	25
総務局経費	-----	31
経理局経費	-----	59
民事局経費	-----	69
刑事局経費	-----	105
行政局経費	-----	127
家庭局経費	-----	149
司法研修所経費	-----	213
施設費	-----	217

秘書課 経費

(1) 国際会議出席及び国際会議提出報告書論文和文英訳

＜要望要旨＞

国境を越えた人の往来、企業・経済活動の活発化に伴い、外国人を当事者・関係者とする事案や、同種の紛争・法的問題が他国の裁判所に係属する事案が増加するなど、司法分野における国際化・複雑化の進展は著しい。このような昨今の情勢にかんがみれば、我が国司法部が国際会議に積極的に参加して、他国司法部との情報交換や討議を行うことを通じて、国際的な司法問題について認識を共有して、その改善策を模索し、また、司法部相互の緊密な関係の強化を図っていくことが必要である。

司法に関する国際会議は、年々開催数が増加しているが、特に最近では、専門分野にテーマを絞った実務的な深い議論が行われる傾向にある。このような意味からも、会議テーマの分野に精通し、第一線で活躍している裁判官を国際会議に派遣する必要性は高い。

また、このような専門分野にテーマを絞った国際会議には、実務経験の長い下級裁判所の所長クラス以上の出席者が請われる例も増えており、このような招請に応じて国際会議に出席することは、諸外国に日本の司法事情を知らしめ、日本の司法の国際的地位を高めるために極めて有意義である。

よって、国際会議出席の経費について、国際知的財産権会議、フォーダム大学知財関係国際会議、子奪取条約に関する会議(1)(2)、国際商標協会、ハーグ国際私法会議、ソウル破産裁判所主催の倒産についての司法会議、欧州裁判官評議会、国際司法会議、ローエイシア、国際司法研修協会、大韓民国特許法院主催の国際知財裁判所会議、難民法に関する国際裁判官協会、最高行政裁判所国際協会、国際特許裁判官会議、国際倒産裁判官ネットワークの国際会議、商事裁判所常設国際フォーラム、連邦巡回法曹協会主催のグローバルシリーズ及び世界知的所有権機関主催の知財事件担当判事フォーラムへの派遣のための経費を要望する。

国際会議への出席に際しては、我が国の現状、問題点、対応策などをまとめたカントリーレポート等の提出が求められるほか、出席者がスピーチを行う場合も多く、こうしたレポートやスピーチ原稿等については、正確な翻訳に基づいていなければならないため、そのための英訳費用を併せて要望する。

また、欧州裁判官評議会には、最高裁判所判事が出席するところ、会議で取り上げられる司法問題は、専門性が高く、複雑な内容のものが多い。さらに、日本に関する情報提供を求められることもあり、その際には、正確かつ内容の濃い情報を提供しなければならない。

そのためには、法律・司法分野に関する専門性を有し、高度な能力を持つ通訳者の確保が必要であるので、その費用を要望する。

〈所要額内訳〉

(ア) 外国旅費

明細
書頁

国際会議 (開催地)	出張者	1人当たりの所要額(円)						所要額 (円)	所要額 (千円)
		航空賃	鉄道貨 車 貨	滞在費	支度料	雜費	計		
国際知的財産権会議(前回の シアトルを仮置き)	判事1人 (指定職相当)	1,250,610	2,634	29,700×5日(指) 25,000×5日(甲)	—	—	1,526,744	1,526,744	1,527
フォーダム大学知財関係国際 会議(ニューヨーク)	判事1人 (指定職相当)	1,534,610	2,634	29,700×10日(指)	—	—	1,834,244	1,834,244	1,834
子奪取条約に関する会議(1) (前回のロンドンを仮置き)	判事1人 (指定職相当)	1,213,010	2,634	29,700×6日(指)	—	—	1,393,844	1,393,844	1,394
	調査官等1人	456,610	2,634	25,500×6日(指)	—	—	612,244	612,244	612
子奪取条約に関する会議(2) (前回のハーグを仮置き)	判事1人 (指定職相当)	1,204,410	2,634	25,000×10日(甲)	—	—	1,457,044	1,457,044	1,457
	調査官等1人	446,610	2,634	21,300×10日(甲)	—	—	662,244	662,244	662
国際商標協会(ボストン)	判事1人	432,610	2,634	25,000×6日(甲)	—	—	585,244	585,244	585
ハーグ国際私法会議 (前回のソウルを仮置き)	判事1人	108,610	2,634	20,100×4日(乙)	—	—	191,644	191,644	192
ソウル破産裁判所主催の倒産 についての司法会議(ソウ ル)	判事1人	108,610	2,634	20,100×4日(乙)	—	—	191,644	191,644	192

国際会議 (開催地)	出張者	1人当たりの所要額(円)						所要額 (円)	所要額 (千円)	明細 書頁
		航空賃	鉄道賃 車賃	滞在費	支度料	雑費	計			
欧州裁判官評議会(ストラス ブルを仮置き)	最高裁判事 1人	2,926,310	—	42,700×5日(指) 35,500×5日(甲)	—	—	3,317,310	3,317,310	3,317	
	判事1人 (指定職相当)	1,321,710	2,634	34,000×5日(指) 28,500×5日(甲)	—	—	1,636,844	1,636,844	1,637	
国際司法会議 (前回のパリを仮置き)	判事1人	456,610	2,634	29,700×6日(指)	—	—	637,444	637,444	637	
ローエイシア(香港)	判事2人	213,610	2,634	20,100×6日(乙)	—	—	336,844	673,688	674	
国際司法研修協会(前回のマ ニラを仮置き)	判事2人	154,610	2,634	20,100×6日(乙)	—	—	277,844	555,688	556	
大韓民国特許法院主催の国際 知財裁判所会議(デジョン)	判事1人 (指定職相当)	343,410	2,634	20,100×4日(乙)	—	—	426,444	426,444	426	
	判事1人	108,610	2,634	20,100×4日(乙)	—	—	191,644	191,644	192	
難民法に関する国際裁判官協 会(前回のアテネを仮置き)	判事1人	522,010	2,634	25,000×10日(甲)	—	—	774,644	774,644	775	
最高行政裁判所国際協会(前 回のイスタンブルを仮置 き)	判事1人	544,710	2,634	25,000×6日(甲)	—	—	697,344	697,344	697	
国際特許裁判官会議 (ワシントンD.C.)	判事2人	420,610	2,634	29,700×8日(指)	—	—	660,844	1,321,688	1,322	

国際会議 (開催地)	出張者	1人当たりの所要額(円)						所要額 (円)	所要額 (千円)	明細 書頁	
		航空賃	鉄道貨車賃	滞在費	支度料	雑費	計				
国際倒産裁判官ネットワーク の国際会議(前回のニューヨークを仮置き)	判事1人 (指定職相当)	1,534,610	2,634	29,700×5日(指)	-	-	1,685,744	1,685,744	1,686		
	判事1人	440,610	2,634	29,700×5日(指)	-	-	591,744	591,744	592		
商事裁判所常設国際フォーラム(前回のニューヨークを仮置き)	判事1人	440,610	2,634	29,700×5日(指)	-	-	591,744	591,744	592		
連邦巡回法曹協会主催のグローバルシリーズ(前回のオタワを仮置き)	判事1人	400,610	2,634	25,000×6日(甲)	-	-	553,244	553,244	553		
世界知的所有権機関主催の知財事件担当判事フォーラム(前回のジュネーブを仮置き)	判事1人	456,610	2,634	29,700×6日(指)	-	-	637,444	637,444	637		
合計									22,748		
(イ) 通訳料											
案件名	通訳日数	通訳単価(1日)(円)			所要額(円)			所要額(千円)			
欧州裁判官評議会	4.5	293,100			1,318,950			1,319			
(ア) 翻訳料											
案件名	資料枚数	翻訳単価(円)			所要額(円)			所要額(千円)			
国際会議提出報告書論文	95	7,650			726,750			727			

(2) 裁判官知的財産権関係在外研究

<要望要旨>

特許権に関する訴訟については、企業活動等の国際化に伴い、我が国において外国企業が訴訟当事者となったり、内容類似の訴訟が同時に並行的に複数の国の裁判所に係属したりすることが少なくない。また、条約による実体面、手続面での国際的ハーモナイゼーションの動きが活発であり、国境を越えた差止訴訟（クロスボーダーインジャնクション）が国際的な特許裁判官会議で議論されるなど国際性が極めて強い。また、閣議決定においても、世界に向けて、我が国の知的財産制度を積極的に発信していくことの必要性が確認されている。

このように、知的財産権訴訟を担当する裁判官の専門性・国際性の強化を図る必要性が増加してきており、上記のような知的財産権訴訟の国際的性格を踏まえつつ、国民の司法による紛争解決への期待に対してより充実した対応を行うためには、現に知的財産権訴訟を担当する裁判官を海外の知的財産研究機関等へ派遣し、最先端の知的財産権理論を研究させることはもとより、これらの機会を利用して、我が国の知的財産権訴訟の状況等を正確に情報発信する必要がある。

近時、知的財産をめぐる国際的な動きは、日・米・欧の三極を中心していることから、米国のワシントン大学CASRIP（知的財産権研究所）及びドイツのマックスプランク研究所に裁判官を派遣する経費を要望する。

<所要額内訳>

派遣先	期間	人員	1人当たりの所要額(円)					所要額 (円)	所要額 (千円)
			航空賃	鉄道貨車賃	滞在費	雑費	計		
米国 (アメリカ, CASRIP)	1月	1	402,610	2,634	25,000 × 29日	-	1,130,244	1,130,244	1,130
欧州 (ドイツ(ミュンヘン), マックスプランク研究所)	3月	1	456,610	2,634	9,600 × 89日	-	1,313,644	1,313,644	1,314
合計									2,444

明細
書頁

(3) ミュンヘン知的財産法センター、ジョージ・ワシントン大学への派遣

<要望要旨>

日本経済の国際的な優位性を引き続き保つ上で決定的に重要な知的財産の保護を強化し、内外に対し知的財産重視の国家政策を明確にするために、平成17年4月に知的財産高等裁判所が創設された。世界の知的財産権事情に明るく、専門性に長けた裁判官が育成されることにより、知的財産高等裁判所は国際競争力を高め、専門性を強化することとなる。そこで、外国の知的財産権に関する実務家等の育成機関へ将来知的財産権事件に携わることとなる裁判官を派遣し、最先端の知的財産理論に触れ専門性を備えた裁判官を育成する必要がある。

知的財産権に関する研究、実務家の育成は各国において力を注いでいる分野であり、平成15年10月には、ドイツ（マックスプランク研究所、ミュンヘン工科大学、アウグスブルグ大学）と米国（ジョージ・ワシントン大学）が共同でミュンヘン知的財産法センターを設立した。同センターでは、知的財産法のほか知的財産権に関する課税、評価、仲裁など幅広いプログラムが用意されており、世界中から一流の実務家や研究者が参加していることから、日本からも裁判官が同プログラムに参加することにより、最先端の知的財産に関する理論を身につけることができる。また、ジョージ・ワシントン大学は、知的財産法分野における著名な教授陣による多彩な講義で定評がある。とりわけ、同大学は、ワシントンD.C.に所在するという地の利を活かして、連邦巡回区控訴裁判所（米国全域における特許権侵害及び特許の有効性に関する控訴事件等を取り扱う）の判事による講義等を提供している点で特色を有しており、同大学に裁判官を派遣することで、理論と実務の架橋を意識した研究を行うことができる。

このため、専門性を備えた裁判官の育成のため、ミュンヘン知的財産法センター及びジョージ・ワシントン大学に、それぞれ裁判官1人を派遣する経費を要望する。

<所要額内訳>

(ア) 司法制度調査旅費

派遣先	期間	人員	1人当たりの所要額(円)						所要額(円)	所要額(千円)
			航空賃	鉄道賃 車賃	滞在費	支度料	雑費	計		
ミュンヘン知的財産法センター	30年度派遣 5月	1	335,166	1,317	6,720 × 151日	—	—	1,351,203	1,351,203	1,351
	31年度派遣 7月	1	302,210	1,317	6,720 × 212日	30,000	12,400	1,770,567	1,770,567	1,771
ジョージ・ワシントン大学	30年度派遣 3月	1	288,103	1,317	6,720 × 89日	—	—	887,500	887,500	888
	31年度派遣 9月	1	343,410	1,317	6,720 × 274日	30,000	40,320	2,256,327	2,256,327	2,256
合計										6,266

(イ) 授業料

留学先	人員	1人当たりの授業料	所要額(円)	所要額(千円)
ミュンヘン知的財産法センター	1	32,710 ヨーロ × 124円 = 4,056,040円	4,056,040	4,056
ジョージ・ワシントン大学	1	21,400 ドル × 112円 = 2,396,800円	2,396,800	2,397
合計				6,453

(平成29年12月26日付官報・財務省支出官レートによる。)

明細
書頁

(4) 最高裁判所判決翻訳等経費

<要望要旨>

近年、司法の分野においても国際化傾向が急速に進展し、我が国の最高裁判決、特に、憲法判断及びグローバルな法理論（特許権侵害、国際管轄等）について判断を示した判決が、各国から注目され、諸外国の大学、研究機関、法曹関係者等から、最高裁判決について積極的に資料提供を求めてくる例が増えている。また、裁判所が扱う事件内容自体の国際化に伴い、具体的な判決内容が、国際関係や国際取引に直接影響を及ぼす例も増加している。さらに、アジア各国においても、欧米諸国の法制を継承、根付かせてきた我が国に見習うべきものがあるとして、我が国の司法に対する注目度が高まっている。

そこで、諸外国の数多くの研究者等の強い情報提供の要求に応じ、また、諸外国の多数の者が、最高裁の判例を迅速かつ容易に利用できるようするため、対外的に関心の高い最高裁判決を英語に翻訳し、最高裁のウェブサイトに掲載している。

司法分野における国際化が各方面から要求されており、その要請が年々高まっていることを考慮すると、最高裁判例を迅速かつ容易な方法で国際的な利用に供する必要性は一層増大している。その際は、法律用語だけでなく、法解釈の細部にわたるニュアンスを可能な限り正確に翻訳するなど最高水準の翻訳により、我が国の最上級審の判断を正確に紹介することが不可欠である。そこで、幅広い分野について、多数の最高裁の判決を英文で掲載するために必要な英文翻訳経費を要望する。

<所要額内訳>

品名等	翻訳語	単価等(円)	枚数	所要額(円)	所要額(千円)
最高裁判所判決翻訳料	英語	9,828	759.5	7,464,366	7,464

(5) 司法制度説明翻訳校閲料

<要望要旨>

近年、我が国の司法制度やその運用について研究又は調査を行うため、我が国の裁判所を来訪する諸外国の司法関係者、弁護士、大学教授等の外国法曹関係者数は高水準で推移している。その際に、我が国の法制度や司法制度を紹介する外国語の資料を求められることが多い。

これまでに、我が国の司法制度を解説した英文資料「民事裁判の概要」、「刑事裁判の概要」及び「家庭裁判所の概要」を整備しているところ、各種法律、規則の制定、改正に伴う改訂作業や統計データのアップデートなど、上記英語版資料の維持、管理、更新作業を行う必要があるので、同作業に必要な翻訳料及び校閲料を要望する。

<所要額内訳>

品名等	翻訳・校閲語	単価等(円)	枚数	所要額(円)	所要額(千円)
司法制度説明翻訳校閲料				151,200	151
校閲料	英語	3,240	20	64,800	65
翻訳料	英語	8,640	10	86,400	86

明細
書頁

経費積算内訳

項目・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	通訳料(欧洲裁判官評議会)			47,572 (23,478) 1,319 (0)		
職員旅費 (外国旅費)	国際会議 司法制度調査旅費 裁判官知的財産権関係在外研究 米国(アトム, CASRIP) 欧洲(ドイツ・ミンヘ, マックスプランク研究所)	1人 1人	1,130,244 (1,090,244) 1,313,644 (1,253,644)	22,748 (8,397) 8,710 (8,357) 2,444 (2,344) 1,130 (1,090) 1,314 (1,254)		
	ミュンヘン知的財産法センターへの派遣 継続分(30年度派遣分) 新規分(31年度派遣分)	1人 1人	1,351,203 (1,169,418) 1,770,567 (1,748,987)	3,122 (2,918) 1,351 (1,169) 1,771 (1,749)		
	ジョージ・ワシントン大学への派遣 継続分(30年度派遣分) 新規分(31年度派遣分)	1人 1人	887,500 (874,254) 2,256,327 (2,221,407)	3,144 (3,095) 888 (874) 2,256 (2,221)		
庁費 (雑役務費)	国際会議提出報告書論文 (和文英訳) ミュンヘン知的財産法センター授業料	95(66)枚 1人	7,650 (6,816) 4,056,040 (3,968,000)	14,795 (6,724) 727 (449) 4,056 (3,968)	32,710 (32,000) ユーロ ×@124	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
	ジョージ・ワシントン大学授業料 最高裁判所判決翻訳等経費(HP掲載用) 翻訳料 司法制度説明翻訳校閲料(HP掲載用) 校閲料 翻訳料	1人 759.5枚 20枚 10枚	2,396,800 (2,307,200) 9,828 3,240 8,640	2,397 (2,307) 7,464 (0) 151 (0) 65 (0) 86 (0)	21,400 (20,600) ドル ×@112	

廣報課經費

暮らしの安全・安心

社会を支える紛争解決機能の充実強化

(1) 知的財産高等裁判所ウェブサイトの保守等

<要望要旨>

知的財産高等裁判所ウェブサイトは、主要な判決、審決取消訴訟の個別事件情報、審決取消訴訟に関するQ&A、専門委員制度や大合議事件に関する情報など、知的財産権に関する紛争解決に役立つような情報を国民に提供しているほか、知的財産権のグローバルな情報発信の必要性に対応するため、他言語ページ（英語、ドイツ語、フランス語、中国語及び韓国語）を開設している。今後、産業競争力強化の一環として知的財産戦略が進められると、日本企業を巡る知的財産権に関する紛争が日本国内外でより一層生じる可能性があり、その紛争解決の一助として、知的財産権に関する情報を発信している知的財産高等裁判所ウェブサイトの活用が見込まれることから、安定稼働のため、委託会社による運営管理態勢をとる必要がある。

よって、知的財産高等裁判所ウェブサイトの運用保守等に要する費用を要望する。

(2) 知的財産高等裁判所ウェブサイトのリニューアル

<要望要旨>

知的財産高等裁判所ウェブサイトは、裁判所ウェブサイトと同一のシステムを利用していることから、裁判所ウェブサイトと同様、平成31年度にリプレイス時期を迎える。

そのリプレイスにあわせ、裁判所ウェブサイトと同様、本サイトにおいても、アクセシビリティの向上を図りつつ、システムやデザイン、サイト構造等を見直すことでユーザビリティやセキュリティの向上を図り、国民の裁判所への理解、信頼を深めるウェブサイトの構築を図る必要がある。

よって、本サイトのリニューアルに要する費用を要望する。

明細

書頁

経費積算内訳

明細
書頁

項・目・目細等	品 名 等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 情報処理業務庁費 (雑役務費)	知的財産高等裁判所ウェブサイトの保守等 知的財産高等裁判所ウェブサイトのリニューアル			10,580 (1,582) 1,654 (1,582) 8,926 (0)	

裁判員制度の運営等の充実

明細
書頁

(1) 裁判員制度ウェブサイトの保守等

<要望要旨>

裁判員制度ウェブサイトは、同制度に対する国民の理解の醸成と参加意識の向上などを目的として、平成17年度に新設された裁判員制度専門のウェブサイトである。同制度に関する情報を、幅広い層の国民に対し、分かりやすく親しみやすい手法で迅速に発信するという観点から、これまで、各種コンテンツの充実を図ってきた。

裁判員制度に関する情報発信が一元的に行えるという点で、本ウェブサイトは広報戦略的にも極めて重要な役割を果たしているのみならず、利用者側にとっても情報の集約によるメリットは大きい。また、すでに報道機関等を始め多くの国民から裁判員制度専門サイトとして一定の認知を得ており、今後、同制度に対する国民の関心を持続させ、裁判員制度の安定的な運用を目指す上で必要不可欠な広報ツールであることから、安定稼働のため、委託会社による運営管理態勢をとる必要がある。

よって、裁判員制度ウェブサイトの運用保守等に要する費用を要望する。

(2) 裁判員制度ウェブサイトのリニューアル

<要望要旨>

裁判員制度ウェブサイトは、裁判所ウェブサイトと同一のシステムを利用していることから、裁判所ウェブサイトと同様、平成31年度にリプレイス時期を迎える。

そのリプレイスにあわせ、裁判所ウェブサイトと同様、本サイトにおいても、アクセシビリティの向上を図りつつ、システムやデザイン、サイト構造等を見直すことでユーザビリティやセキュリティの向上を図り、国民の裁判所への理解、信頼を深めるウェブサイトの構築を図る必要がある。

よって、本サイトのリニューアルに要する費用を要望する。

(3) 裁判員制度ナビゲーション（広報用冊子）

<要望要旨>

本冊子は、裁判員制度の概要のみならず、選任手続や実際に裁判員となったときにどのようなことを行うのかといったことを、詳細に、かつ、図表やイラスト・写真を使って分かりやすく説明したものである。

裁判官による出張講演や裁判所見学、広報行事の際に参加者に配布するなど、裁判員制度の内容を国民に伝達するためのツールとして積極的に活用されており、内容の正確さ、充実感から高い評価を得ている。

本冊子は、裁判員制度施行後においても、制度の内容を国民に伝達するツールとして極めて有用であるため、運用状況や統計数値等の情報を最新のものに更新した上で、刊行する必要がある。

よって、本冊子の発行経費を要望する。

(4) 出張講演会

<要望要旨>

出張講演会は、実際に刑事事件を担当している裁判官が求めに応じて、企業、商工会議所、学校、PTA、生活協同組合等に出向き、その経験等を交えて直接国民に裁判員制度について説明するものである。実際に刑事事件を担当している裁判官が直接説明することで、国民の司法及び裁判員制度に対する親近感を醸成することができ、また、裁判所側も国民の生の声を制度の運用に反映させることができると期待できるなど、制度の定着及び安定した運用を図る上で、有効な広報手段となっている。

よって、出張講演会に裁判官を派遣するための経費を要望する。

なお、平成31年度は裁判員制度10周年という節目の年になるため、各府において、広報活動が積極的に企画され、実施される予定である。それに伴い、本件講演会が開かれる機会も例年より増加するため、それに必要な経費を要望する。

経費積算内訳

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 情報処理業務庁費 (雑役務費)	裁判員制度ウェブサイトの保守等 裁判員制度ウェブサイトのリニューアル			56,832 (17,439) 54,154 (14,498) 18,451 (14,498) 35,703 (0)	
裁判資料整備費 (印刷製本費)	裁判員制度ナビゲーション(広報用冊子)	(125,500) 124,000部	(23.436) 21.60	2,678 (2,941)	
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	協議会出席旅費 出張講演会	裁判官300人	(4,294) 2,223	667 (0)	

裁判運営のための司法基盤の充実

(1) 裁判所ウェブサイトの保守等

<要望要旨>

裁判所ウェブサイトは、裁判所の基本的な情報発信手段であり、裁判所の組織や各地の裁判所、裁判手続、広報行事等の紹介といった一般的な事項から、採用試験情報、調達・公募情報といった閲覧層を絞った記事、更には裁判例や司法統計、最高裁判所規則などの専門的なものまで、裁判所に関する幅広い情報を国民に提供している。

インターネットの人口普及率が80パーセントを超える昨今では、最高裁、知財高裁や全国の下級裁の各種裁判例情報、各種の司法統計情報、更には各地で開かれる広報行事の案内、新しい制度や手続の紹介等についての情報を求める国民各層にとって、裁判所ウェブサイトが最も有力なアクセス手段の一つとなっており、掲載情報の不断の更新等による利便性の維持向上が、今後ますます求められる状況にある。

裁判所ウェブサイトは、画面体裁の統一等による見やすさや目的情報の探しやすさを追求するため、すべての掲載情報の編集、更新を最高裁が監修するとともに、セキュリティ保持にも万全の態勢を保つべく、委託会社による運営管理態勢をとる必要がある。

よって、裁判所ウェブサイトの運用保守等に要する費用を要望する。

(2) 裁判所ウェブサイトのリニューアル

<要望要旨>

平成31年度にリプレイス時期を迎える裁判所ウェブサイトは、平成24年3月にCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入し、業者に依頼していたウェブサイトの更新を職員の手で行えるようにするなど、大幅なコスト削減を図るとともに、即応性の高いコンテンツを作成できる体制を整えた。

その一方で、高齢者や障がい者を含めた多様な利用者からのアクセシビリティ向上や、スマートフォン普及率が70パーセントを超えるなどウェブサイトの利用態様の変化に対応することで、利便性を向上させることが裁判所ウェブサイトには求められている。

そこで、平成31年度ではリプレイスとあわせ、新たなCMSを導入する等してアクセシビリティを向上させるとともに、システムやデザイン、サイト構造を見直すことでユーザビリティやセキュリティの向上を図り、国民の裁判所への理解、信頼を深めるウェブサイトの構築を図るためのリニューアル費用を要望する。

経費積算内訳

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 情報処理業務庁費 (雑役務費)	裁判所ウェブサイト保守等 裁判所ウェブサイトのリニューアル			146,841 (11,654) 12,956 (11,654) 133,885 (0)	

情 報 政 策 課 經 費

暮らしの安全・安心

社会を支える紛争解決機能の充実強化

知財高裁用司法統計年報

<要望要旨>

司法統計年報は、裁判所の諸施策の基幹的資料となる統計データを掲載し、これを刊行物として刊行することで、国民に対して裁判の現状を数値的に明らかにするものであり、このうち、知財高裁用のものを作成するための経費を要望する。

経費積算内訳

明 細
書 頁

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価(円)	所 要 額(千円)	備 考
(項) 最高裁判所 庁費 (印刷製本費)	知財高裁用司法統計年報	7部	(279. 840) 308. 037	2(2)	

防災・減災

最高裁判所庁舎の耐震改修工事に伴うネットワーク設定

＜要望要旨＞

最高裁庁舎の耐震改修工事に伴い必要となるネットワーク設定に要する費用を要望する。

経費積算内訳

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 情報処理業務庁費 (雑役務費)	最高裁判所庁舎の耐震改修工事に伴うネットワーク設定	一式	(3,672,000) 1,863,000	1,863(3,672)	

總務局 経費

暮らしの安全・安心社会を支える紛争解決機能の充実強化

(1) 資料室図書

<要望要旨>

日常の裁判実務の遂行においても、法律学の進歩に対応する上においても、法律図書が資料室に遗漏なく整備されてい
ることが必要であり、これらの図書の整備に必要な予算を要望する。

<配布計画>

区分	最高	高等		地方		家庭		計
		本庁	支部	本庁	支部	本庁	支部	
法律図書	(5×60 冊) 300	(8 庁×60 冊) 480	(7 庁×36 冊) 252 (知財高裁 分を含む)	(50 庁×60 冊) 3,000	(203 庁×36 冊) 7,308	(50 庁×36 冊) 1,800	(203 庁×12 冊) 2,436	15,576

明細

書頁

(2) 法律雑誌

<要望要旨>

法律図書はもちろんのこと、最新の学説や法理論及び判例評釈が掲載される法律雑誌も裁判所にとって欠くべからざるものであり、法律雑誌の整備に必要な予算を要望する。

<配布計画>

区分	高裁	地裁	家裁	計
配布部数	(9 庁×1) 9	(50 庁×1) 50	(50 庁×1) 50	109

(高裁には、知財高裁分を含む。)

(3) 行政通達先例集の整備

<要望要旨>

行政訴訟事件はもとより、行政法規違反の刑事事件あるいは私人間の権利関係をめぐる一般の民事事件にあっても、行政関係法規の解釈適用が問題となるものが多い。事件処理に当たっては、行政法規はもちろん、関係省庁の発した通達、通知、更には質疑、回答等の行政通達、先例の研究が不可欠であり追録の整備に必要な経費を要望する。

<配布計画>

	高裁	計
法律図書 追録	8	8

						明細 書頁															
(4) コンメンタール消費税法 追録																					
<要望要旨>																					
訴訟に限らず、和解、調停等によって事件を解決する場合でも、消費税に関する詳細かつ正確な情報の把握が必要であり、追録を整備するための経費を要望する。																					
<配布計画>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>最高</th><th>高裁</th><th>地裁</th><th>家裁 (専任庁)</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>追録 配布部数</td><td>1</td><td>8</td><td>50</td><td>26</td><td>85</td></tr> </tbody> </table>						区分	最高	高裁	地裁	家裁 (専任庁)	計	追録 配布部数	1	8	50	26	85				
区分	最高	高裁	地裁	家裁 (専任庁)	計																
追録 配布部数	1	8	50	26	85																
(5) 破産、執行、保全事件処理用の図書																					
<要望要旨>																					
破産、執行、保全事件を適正かつ迅速に処理するためには、これらの事件の関係図書を担当書記官の身近な場所に備え付け、必要に応じて直ちに参照できるような態勢を整えることが不可欠であり、また、それらの図書は、裁判官が書記官を指導しながら適切な事件処理をしていく上でも、大いに役立つものであり、これらの追録と雑誌の整備に必要な経費を要望する。																					
<配布計画>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>地裁本庁</th><th>地裁支部 (合議取扱庁)</th><th>地裁支部 (左記以外)</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法律図書 追録</td><td>50</td><td>63</td><td>96</td><td>209</td></tr> <tr> <td>法律雑誌</td><td>50</td><td>63</td><td>96</td><td>209</td></tr> </tbody> </table>							地裁本庁	地裁支部 (合議取扱庁)	地裁支部 (左記以外)	合計	法律図書 追録	50	63	96	209	法律雑誌	50	63	96	209	
	地裁本庁	地裁支部 (合議取扱庁)	地裁支部 (左記以外)	合計																	
法律図書 追録	50	63	96	209																	
法律雑誌	50	63	96	209																	

(6) 金融関連事件処理用の図書

明細

<要望要旨>

金融機関においては、金融関連の新型商品が販売されたり、付随業務として、証券業務や保険窓口販売を行ったりしている中で、金融機関の説明義務、法令遵守等をめぐって新たに困難な問題が生じている。

裁判所としては、国民の関心の高い金融関連の事件に対する処理態勢を充実・強化していくことが不可欠であり、これらの事件処理のために必要な図書の追録と雑誌の整備に必要な経費を要望する。

書頁

<配布計画>

	高裁本庁	地裁本庁	地裁支部 (合議事件取扱庁)	合計
法律図書 追録	8	50	0	58
法律雑誌	8	50	63	121

(7) 知財高裁用裁判所時報

<要望要旨>

最高裁判所の重要判例、通達、通知、その他裁判所職員に必要な情報を迅速に提供するため、裁判所時報の定期的刊行に必要な経費を要望する。

<配布計画>

区分	知財高裁	計
配布部数	(1 庁×3) 3	3

(8) 最高裁判所判例集の刊行

明細

<要望要旨>

書頁

最高裁判所判例委員会が選んだ最高裁判所の判例を登載した最高裁判所判例集の定期刊行(年間索引1冊を含む。)に必要な経費を要望する。

<配布計画>

区分	庁用								寄贈	予備	計			
	最高	高等		地方		簡易	家庭							
		本庁	支部	本庁	支部		本庁	支部						
配布部数	71	(8 庁 ×5)	(7 庁× 2)	(50 庁 ×4)	(63 庁 ×2)	(140 庁 ×1)	(388 庁 ×1)	(50 庁× 1)+26	(203 庁 ×1)	142	4 1,404			
		40	14	200	126	140	388	76	203					

(高等裁判所支部には、知財高裁分を含む。簡易裁判所は、支部併置及び独立簡易裁判所の合計である。家裁本庁のうち家裁専任庁26庁については2部整備する。)

<p>(9) 最高裁判所裁判集の刊行</p> <p><要望要旨></p> <p>最高裁判所の判決及び決定のなかで判例集に登載しないが比較的重要なものにつき、最高裁判所民事裁判集及び最高裁判所刑事裁判集として定期的に刊行している。</p> <p>最低限の部数（民事25部、刑事28部）について、定期刊行に必要な経費を要望する。</p>	<p>明細 書頁</p>																					
<p><配布計画></p> <table border="1" data-bbox="369 502 1210 654"> <thead> <tr> <th>配布区分</th><th>最高</th><th>高等</th><th>予備</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民事裁判集</td><td>15</td><td>(8 庁×1) 8</td><td>2</td><td>25</td></tr> <tr> <td>刑事裁判集</td><td>18</td><td>(8 庁×1) 8</td><td>2</td><td>28</td></tr> </tbody> </table> <p>(10) 知財高裁用裁判所データブック</p> <p><要望要旨></p> <p>我が国の社会経済構造は、大きく変化し、発生する法的紛争はますます複雑、多様化している。これらの紛争を早期に解決し、安定した社会を実現する裁判所の役割は大きなものであり、司法に対する国民の関心は高まっている。司法が国民の期待に応えていくためには、日々、適正迅速な裁判の実現に努めるとともに、国民に裁判の在り方や裁判所の現状について正しく理解してもらうことも必要である。</p> <p>そのために、裁判所の組織、機構、裁判統計等裁判所の現況をコンパクトにまとめた一覧性に優れた資料を作成し、知的財産高等裁判所に配布し、広報担当職員が外部からの資料提供依頼に対して的確に応えられるような執務態勢を整え、国民が裁判手続や裁判所の情報を容易に知りうる状態にすべきであり、裁判所データブックの刊行に必要な経費を要望する。</p> <p><配布計画></p> <table border="1" data-bbox="391 1281 1098 1380"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>知財高裁</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配布部数</td><td>(1 庁×5) 5</td><td>5</td></tr> </tbody> </table>	配布区分	最高	高等	予備	計	民事裁判集	15	(8 庁×1) 8	2	25	刑事裁判集	18	(8 庁×1) 8	2	28	区分	知財高裁	計	配布部数	(1 庁×5) 5	5	
配布区分	最高	高等	予備	計																		
民事裁判集	15	(8 庁×1) 8	2	25																		
刑事裁判集	18	(8 庁×1) 8	2	28																		
区分	知財高裁	計																				
配布部数	(1 庁×5) 5	5																				

<p>(1) 法情報総合データベース (D 1 - L a w. c o m=W e b 版現行法規履歴検索, W e b 版判例体系, W e b 版法律判例文献情報)</p>	<p>明細 書頁</p>
<p>＜要望要旨＞</p> <p>法情報総合データベースは、法令、判例及び文献情報を検索閲覧するシステムであり、W e b 版現行法規履歴検索、W e b 版法律判例文献情報の各データベースにW e b 版判例体系のデータベースを統合したシステムである。</p> <p>W e b 版現行法規履歴検索は、裁判に不可欠な法律、政令、勅令、府令、省令、規則、条約等の条文情報を、用語等を指定することにより容易かつ瞬時に検索することができ、かつ、月日を指定することで、その時点で有効である法令等の検索もできるデータベースである。</p> <p>W e b 版判例体系は、裁判所、裁判の年月日、事件番号での検索だけではなく、各判例の論点に付されたキーワードでの検索もでき、さらに、審級関係にある判例及び同一の論点を持つ判例を順次参照でき、判例の確認漏れの心配がない優れたデータベースである。</p> <p>W e b 版法律判例文献情報は、法律及び判例集に関して新たに刊行される図書・研究紀要・雑誌掲載著名論文等の文献のデータベースである。</p> <p>本システムは、裁判官や書記官各自の端末パソコンからアクセスすることにより、裁判執務に必要な法規、判例及び法律判例文献の著者名、雑誌名等を容易かつ瞬時に入手することができるものであり、適正迅速かつ効率的な裁判事務処理に極めて有効なものである。その利用に必要なライセンス料については、平成27年度から5箇年にわたる国庫債務負担行為が組まれており、平成31年度に要するライセンス料を要望する。</p>	

(12) 判例秘書. J P

<要望要旨>

判例秘書. J Pは、判例や法律雑誌に掲載された論文、評釈及び解説等の膨大な情報を収録しているデータベースシステムである。本システムは、法律雑誌の収録件数が豊富であり、主要法律雑誌に掲載された判例評釈及び解説のすべてを、原本性を保持したPDFデータとして収録し、判例と関連づけて検索閲覧することが可能である。

これは、(ア)法情報総合データベースにはない機能であり、その都度膨大な数の雑誌から、事件処理に必要な記事を探し出す作業の必要がなくなり、効率的な裁判事務処理、特に、日々第一線で訴訟等の案件を処理している裁判官の事務処理の負担軽減に多大な貢献をもたらすものである。

判例秘書. J Pと法情報総合データベースは、それぞれのシステムの特長から、相互に補完して利用することにより、より一層裁判事務の効率化に寄与するものである。その利用に必要なライセンス料については、平成27年度から5箇年にわたる国庫債務負担行為が組まれており、平成31年度に要するライセンス料を要望する。

(13) Web版図書情報システム

<要望要旨>

Web版図書情報システムは、下級裁判所の資料室及び裁判官室等で管理している図書資料（約230万冊）の情報を、インターネット回線を利用して、運営会社の提供する蔵書検索サービスにデータをアップロードし、職員が同サービスにインターネット回線を利用してアクセスすることにより、図書資料の有無や配架場所を検索できるものである。

Web版図書情報システムは、書籍名や著者名等のキーワードを入力することにより、関連する蔵書の有無や配架場所を瞬時に検索することが可能であり、適正迅速かつ効率的な事務処理に有効であることから、その利用に必要な利用料等については、平成27年度から5箇年にわたる国庫債務負担行為が組まれており、平成31年度に要する利用料等を要望する。

明 細 書 頁	
<p>(14) 裁判の迅速化に係る検証に関する報告書</p> <p>＜要望要旨＞</p> <p>裁判の迅速化に関する法律は、最高裁判所が、裁判所における手続に要した期間の状況、その長期化の原因その他必要な事項についての調査分析を通じて、裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を行うものとし、その結果を2年ごとに公表するものと定めている（法8条1項）。その公表の方法については、裁判の迅速化に係る検証に関する規則3条において、刊行物によってするものとされている。これは、迅速化法が結果の公表を求めている趣旨に鑑み、検証の結果は、図表を用いるなどして分かりやすく利用しやすい形式で公表する必要があること、多岐にわたる調査・分析結果をその内容として含み、ある程度の分量となることが予想されることなどから、刊行物によって公表することが適切と考えられたためである。平成17年から平成29年まで、7回にわたり検証結果を公表し、裁判の迅速化に係る検証に関する報告書を刊行した。第6回以降は、第5回までの検証を通じて行ってきた裁判手続の内外を広く視野にいれた多角的な検証を踏まえ、裁判の一層の適正・充実・迅速化を推進するために、主要な統計データを継続的に分析するとともに、これまで行ってきた検証をフォローアップする形で検討を行っていくこととしている。平成31年度は、第7回の公表から2年目にあたり第8回の検証結果の公表を刊行物により行う必要があることから、この印刷に要する経費を要望する。</p> <p>また、迅速化法が結果の公表を求めている趣旨に鑑み、関係機関のほか、各種団体等に対し、広く報告書の配布を行う必要があり、そのために必要な運搬費を要望する。</p>	

(15) 裁判官室用法律雑誌

<要望要旨>

裁判官の執務環境の整備を図るために、裁判官室に、最新の法情報のなかでも、特に常時把握しておく必要性の高い判例、立法、学説等の動向についての基本資料である法律雑誌を整備する必要があり、そのために必要な経費を要望する。

明細
書頁

<配布計画>

区分	高等裁判所		地方裁判所		簡易裁判所 本庁及び大規模支部・独立庁	家庭裁判所 本庁 支部		合計
	本 庁	支部	本庁	支部		本庁	支部	
法律雑誌	95	15	330	231	260	74	2	1,007

(16) 事件受付用図書の整備

明細
書頁

<要望要旨>

受付を充実し、当事者に対する十分な指導を行うために、各種申立書について必要最小限の記載事項とその記載上の留意点等の解説を加えた書式集や、訴訟手続を十分説明するための受付用図書を整備する必要があり、追録に必要な経費を要望する。

<配布計画>

区分 図書名	地裁本庁	地裁支部	独立簡裁	合計
民事訴訟・非訟事件受付用図書		203	185	388
破産・再生等事件受付用図書	50	203		253
民事保全事件受付用図書	50	203		253
借地・借家等調停事件受付用図書	50	203		253
民事執行事件受付用図書	50	63 (合議事件取扱庁に限る)		113

(17) 地裁首席書記官協議会（高裁別）

明細
書頁

<要望要旨>

① 地裁首席書記官の役割

首席書記官は、管内を含めた全裁判部門の書記官、速記官、事務官等を指導監督するほか、裁判部門の一般職員のトップとして、裁判官会議を直接補佐し、他の部門又は他の機関との折衝等を主な職務内容とするため、適正迅速な裁判の実現を図る上で極めて重要な役割を担っている。

② 協議会の目的

書記官が行う事前準備、連絡調整等の裁判官の補佐的業務について、効果的方策を研究し、その適正、円滑な進行のため統一的基盤を検討する。

③ 必要性

昨今、争訟の処理に要する時間と労力が増大する中で、事件の適正迅速な処理を図るには、手続の運営管理が重要になっている。その対策は極めて広範かつ多岐にわたるところ、書記官は裁判官を補佐して事前準備、連絡調整等の業務を行っている。そこで、首席書記官を中心となって、組織的に最も効果的な訴訟運営管理の方策を研究し、部下職員を指導するとともに、外部に対しても、あらゆる機会を通じ、書記官の補佐事務が適正円滑に遂行されるようにするための基盤を作っていく必要がある。

このような目的を達成するためには、高等裁判所単位で首席書記官が一堂に会し、当面する諸問題について情報交換する機会を持つことが不可欠であることから、その開催に必要な経費を要望する。

<開催計画>

協議会名	会期	開催場所	出席者		
			協議員	参列員等	計
地裁首席書記官協議会	1日	高裁本庁	地裁 50(42)	高裁首席書記官 8 高裁次席書記官 8 計 16	66(42)

() の数字は要旅費人員

(18) 家裁首席書記官協議会（高裁別）

明細
書頁

<要望要旨>

① 家裁首席書記官の役割

首席書記官は、家裁の書記官事務全般を総括し、家裁調査官を除いた家裁の裁判部門の一般職員を指導監督していく立場にある。一方、裁判官、首席家裁調査官及び事務局長との連絡調整を行うなど、家裁全体の裁判事務を適切円滑に運営する上で極めて重要な役割を担っている。

② 協議会の目的

家裁における書記官事務を全国的な規模で標準化、均質化し、事務処理態勢の整備を行うための方策を検討する。

③ 必要性

近年の社会経済の急激な変動に伴う家族意識の変化、社会の高齢化の進行、家族、学校、地域社会など少年を取り巻く環境の複雑化等に伴い、家庭事件（家裁に係属する家事事件及び少年事件）は、その内容がますます複雑多様化している。

家事事件の事務処理手続においては、裁判所の広範な裁量に委ねられている部分が大きく、担当者の交代等により事務処理方式が不統一になりやすいという面があるが、裁判所としては、前記のような社会変化の中で、国民が安定した手続を享受できるよう全国的な規模で事務処理方式の標準化、均質化を進めているところである。

このような状況の中で、家裁における書記官事務を中心とした事務処理態勢の在り方を見直し、その整備を図るためには、首席書記官が、実務上の問題点等について協議を行うとともに、各庁の経験に基づく意見及び情報の交換を行う必要があることから、その開催のための経費を要望する。

<開催計画>

協議会名	会期	開催場所	出席者		
			協議員	参列員等	計
家裁首席書記官協議会	1日	高裁本庁	家裁 50(42)	高裁首席書記官 8 高裁次席書記官 8 計 16	66(42)

() の数字は要旅費人員

(19) 地裁支部、簡裁主任書記官協議会（地裁別）	明細						
<要望要旨>	書頁						
① 主任書記官の役割							
<p>主任書記官は、自ら合議事件等の複雑な事件を担当するほか、部総括裁判官、支部長、簡裁の司法行政事務掌理者及び首席書記官と連絡を取り、その指示を仰ぎながら、各裁判部に配置された書記官、事務官等を指導監督するという重要な役割を担っている。</p>	② 協議会の目的						
<p>首席書記官の直接の指導監督が行き届きにくい管内の書記官の事務処理及びその態勢、主任書記官の指導の在り方等について、首席書記官を交えて協議する。</p>	③ 必要性						
<p>書記官等の指導については、各庁の首席書記官が、首席書記官協議会等の結果を管内各庁の主任書記官等に伝達し、あるいは査察等を行うことにより、指導監督を徹底する態勢が採られてきたところであるが、首席書記官が管内の隅々にわたって極めて実務的日常的な書記官等の事務の指導をすることは到底不可能であり、そのため、書記官事務に関して過誤が発生することや、各種施策の円滑な実施に支障を生ずることが危惧されるところである。</p>	<p>そこで、首席書記官の直接の指導監督が行き届きにくい管内支部及び簡裁において、第一線で書記官、事務官等の指導に当たっている主任書記官を対象として、毎年地裁単位で定期的に協議できる機会を設け、その中で、管内の書記官事務等の全般を統括し、裁判部職員を指導監督する立場にある地裁首席書記官を交えて、各庁の抱える多数の事務処理上あるいは事務処理態勢上の問題点とこれに対する指導の在り方等について協議し、日常的な問題とともにそのときどきにおける緊急なテーマを解決していくことが必要不可欠であることから、その開催のための経費を要望する。</p>						
<開催計画>	() 内の数字は要旅費人員						
協議会名	会期	開催場所	出席者				
				協議員	主催者	参列員等	計
地裁支部、簡裁 主任書記官協議会	1日	地裁本庁	大規模支部(各2人) 170(170) 小規模支部(各1人) 118(118) 独立簡裁 (各1人) 185(185)	地裁 所長 50	地裁首席 書記官 100	623(473)	計 473(473)

(20) 書記官実務研究会（高裁別）

明細

<要望要旨>

書頁

書記官は、その基本的職務である事件に関する記録の作成、保管等のいわゆる公証事務及びその他法律に定められた裁判手続に付随する事務を行うほか、法令、判例等の調査事務や事件の処理に関し必要な連絡準備等多岐にわたる事務を行っている。

近年の社会、経済情勢の変化により、紛争解決手段としての司法に対する需要が高まり、事件の内容も複雑困難化している中、適正迅速な裁判、利用しやすく分かりやすい裁判を実現していくためには、裁判の補助機構として書記官が果たす役割も大きく、その職務内容もより高度なものへと変容してきている。

例えば、民事訴訟においては、適正迅速な裁判を実現するために書記官が裁判官と協働して法規上の根拠から導かれた事務の目的を見定め、事案の内容に即して主体的に合理的な事務処理を行うことが求められている。

書記官の役割は、刑事事件、家事事件、少年事件などにおいても同様であり、また、最近の経済情勢を受けて、民事執行事件や倒産関係事件においても、書記官がより主体的に事件の進行に関与して、適正迅速に処理することが必要とされている。

これらの事務の円滑な運用と定着を図るために、実務の第一線において自ら事務処理に携わり、かつ、直接部下の書記官等を指導する立場にある主任書記官等が、具体的な事務処理の在り方、問題点、解決策等について、各高等裁判所単位で研究、協議できる機会を設け、議論を深めた上、その結果を自庁の書記官等にフィードバックすることが不可欠であることから、その開催のための経費を要望する。

<開催計画>

() 内の数字は要旅費人員

研究会名	会期	開催場所	出席者			
			研究員	主催者	参列員等	計
書記官実務研究会	1日	高裁本庁	地裁、簡裁及び家裁 112(84)	高裁長官 8	高裁首席書記官 8	128(84)

(21) 高裁首席書記官事務打合せ	明細								
<要望要旨>	書頁								
<p>近時ますます複雑困難化する裁判事務に対応して、書記官事務について検討すべき課題は各分野において多岐にわたっており、しかもそれぞれの課題を並行して検討していくべき差し迫った状況にある。</p>	<p>民事及び刑事の高裁首席書記官は、高裁管内の書記官の統括をしている立場にあり、各分野についての裁判部の課題等の実質的な議論をして、上記の状況に的確に対処していくために、高裁の民事、刑事両首席書記官が一堂に会して、民事及び刑事の両分野にわたって、書記官事務について協議する事務打合せを行う必要があることから、その開催のための経費を要望する。</p>								
<実施計画>	<table border="1" data-bbox="324 605 1870 919"> <thead> <tr> <th data-bbox="324 605 616 699">協議会名</th><th data-bbox="616 605 772 699">会期</th><th data-bbox="772 605 1019 699">開催場所</th><th data-bbox="1019 605 1870 699">出席者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="324 699 616 919">高裁首席書記官 事務打合せ</td><td data-bbox="616 699 772 919">1日</td><td data-bbox="772 699 1019 919">最高裁判所</td><td data-bbox="1019 699 1870 919">高裁 16(14)</td></tr> </tbody> </table>	協議会名	会期	開催場所	出席者	高裁首席書記官 事務打合せ	1日	最高裁判所	高裁 16(14)
協議会名	会期	開催場所	出席者						
高裁首席書記官 事務打合せ	1日	最高裁判所	高裁 16(14)						

()内の数字は要旅費人員

経費積算内訳

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)				317,369(107,938) 244,785(35,354) 232,612(30,580)	
(1) 知財高裁用 資料室図書 法律図書	36冊	6,531(6,073) (185,989)	235(219)		
(2) 知財高裁用 法律雑誌	1庁	183,503	184(186)		
(3) 破産、執行、保全事件処理用の図書 (ア) 法律図書 追録 (イ) 法律雑誌	209(208)部 209(208)部	19,680(19,540) 36,127(36,177)	11,664(11,589) 4,113(4,064) 7,551(7,525)		
(4) 金融関連事件処理用の図書 (ア) 法律図書 追録 (イ) 法律雑誌	58組 121部	31,280 30,294	5,480(5,480) 1,814(1,814) 3,666(3,666)		
(5) 事件受付用図書の整備 (ア) 民事訴訟・非訟事件受付用図書 (イ) 破産・再生等事件受付用図書 (ウ) 民事保全事件受付用図書 (エ) 借地・借家等調停事件受付用図書 (オ) 民事執行事件受付用図書	388部 253組 253部 253組 113部	22,640(20,582) 2,730(2,482) 3,306(3,005) 13,655(12,414) 5,462(4,965)	14,383(13,076) 8,784(7,986) 691(628) 836(760) 3,455(3,141) 617(561)		
(6) 資料室図書 法律図書	15,540冊	6,531	101,492(0)		
(7) 法律雑誌 (ア) 高裁 (イ) 地裁 (ウ) 家裁	8庁 50庁 50庁	183,503 183,503 146,946	17,990(0) 1,468(0) 9,175(0) 7,347(0)		

経費積算内訳						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(印刷製本費)	(8) 行政通達先例集の整備 法律図書 追録	8組	1,280,448	10,244(0)		
	(9) コンメンタール消費税法 追録	85組	15,893	1,351(0)		
	(10) 裁判官室用法律雑誌	1,007部	69,105	69,589(0)		
				11,803(4,804)		
	(1) 知財高裁用 裁判所時報	3部 25回 (1,409)	11,902 (268.92)	1(1)		
	(2) 最高裁判所判例集	1,402部 11回	359.15 (268.92)	5,539(4,168)		
	(3) 知財高裁用 最高裁判所判例集	2部 11回	359.15	8(6)		
	(4) 最高裁判所裁判集			2,182(628)		
	(ア) 民事裁判集	25(26)部 3回	9,008	676(628)		
	(イ) 刑事裁判集	28部 3回	17,929	1,506(0)		
(通信運搬費)	(5) 知財高裁用 裁判所データブック	5部	102.6	1(1)		
	(6) 裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(概要)	4,300部	266.76	1,147(0)		
	(7) 裁判の迅速化に係る検証に関する報告書	7,300部	400.68	2,925(0)		
	裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(冊子)の仕分け等及び発送			370(0)		

経費積算内訳						明細 書頁
項・目・目細等	品目等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
情報処理業務庁費 (雑役務費)	(1) 法情報総合データベース(D 1 - L a w. c o m=W e b 版現行法規履歴検索, W e b 版判例体系, W e b 版法律判例文献情報) (2) 知財高裁用 法情報総合データベース (D 1 - L a w. c o m=W e b 版現行法規履歴検索, W e b 版判例体系, W e b 版法律判例文献情報) (3) 判例秘書. J P (4) 知財高裁用 判例秘書. J P (5) W e b 版図書情報システム	一式 一式 一式 一式 一式	43,420,086 85,338 28,797,913 92,087 187,920	72,584(72,584) 43,420(43,420) 86(86) 28,798(28,798) 92(92) 188(188)		

経費積算内訳						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項)下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	協議会出席旅費 (ア) 地裁首席書記官協議会(高裁別) 地裁首席書記官 (イ) 家裁首席書記官協議会(高裁別) 家裁首席書記官 (ウ) 地裁支部・簡裁主任書記官協議会 (地裁別) (a) 支部主任書記官 (b) 簡裁主任書記官 (エ) 書記官実務研究会(高裁別) 主任書記官 (オ) 高裁首席書記官事務打合せ 高裁首席書記官	42人 42人 288人 185人 84人 14人	22,001 22,001 13,870 13,929 19,663 43,943	10,687(0) 924(0) 924(0) 6,572(0) 3,995(0) 2,577(0) 1,652(0) 615(0)		

裁判員制度の運営等の充実

評議室の図書の整備（六法全書）

＜要望要旨＞

裁判員制度の実施にあたって、裁判官と裁判員が、事実の認定、法令の適用及び刑の量定のための評議を行う評議室が、裁判員裁判を実施する地裁判本庁及び支部に設置されている。

裁判員は、法令に精通しているわけではないので、評議にあたっては、裁判官が、裁判員に対して、必要な法令の説明を丁寧に行う必要があり、このことは、裁判員法66条5項が要請しているところでもある。また、それによって、裁判員もどの法令が適用され、その法令にはどのような刑が定められているかを理解し、裁判員としての職責を果たすことができるようになる。

そのための裁判員に対する法令の説明を行う際の資料としては、裁判員裁判対象事件に関する法令をほぼ収録している六法全書が有益であり、六法全書は法令の改廃に応じて毎年新たな版が刊行されるので、評議室に最新の六法全書を1部ずつ整備するための経費を要望する。

＜配布計画＞

地方裁判所の評議室に1部ずつ配布する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品目等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	評議室の図書の整備（六法全書）	一式	(1,420,268) 1,466,011	1,466(1,420)	

明細
書頁

<p><u>少子高齢化等を受けて増加する家庭事件への対応の充実</u></p> <p>(1) 家裁調査官（補）の図書の整備（六法）</p> <p><要望要旨></p> <p>家庭裁判所調査官（補）は、訴訟、審判、調停等の手続を進めていく上で重要な職責を担っており、実務の上で日常的に六法を参考することが必要不可欠であり、執務用六法の購入経費を要望する。</p> <p><配布計画></p> <table border="1" data-bbox="361 507 1035 618"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>家庭裁判所調査官(補)用</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配布部数</td><td>1,596</td><td>1,596</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 事件受付用図書の整備</p> <p><要望要旨></p> <p>受付を充実し、当事者に対する十分な指導を行うために、各種申立書について必要最小限の記載事項とその記載上の留意点等の解説を加えた書式集や、訴訟手続を十分説明するための受付用図書を整備する必要があり、追録に必要な経費を要望する。</p> <p><配布計画></p> <table border="1" data-bbox="361 997 1260 1198"> <thead> <tr> <th>図書名</th><th>区分</th><th>家裁本庁</th><th>家裁支部</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夫婦・親子関係事件受付用図書</td><td>50</td><td>203</td><td>253</td><td></td></tr> <tr> <td>相続関係事件受付用図書</td><td>50</td><td>203</td><td>253</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	家庭裁判所調査官(補)用	計	配布部数	1,596	1,596	図書名	区分	家裁本庁	家裁支部	合計	夫婦・親子関係事件受付用図書	50	203	253		相続関係事件受付用図書	50	203	253		<p>明細 書頁</p>
区分	家庭裁判所調査官(補)用	計																				
配布部数	1,596	1,596																				
図書名	区分	家裁本庁	家裁支部	合計																		
夫婦・親子関係事件受付用図書	50	203	253																			
相続関係事件受付用図書	50	203	253																			

経費積算内訳

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 價(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)						
	(1) 家裁調査官(補)の図書の整備(六法)	1, 596 部	(4, 228)	15, 088(14, 286)		
	(2) 事件受付用図書の整備		4, 258	6, 796(6, 748)		
	(ア) 夫婦・親子関係事件受付用図書	253 組	(9, 931)	8, 292(7, 538)		
	(イ) 相続関係事件受付用図書	253 組	10, 924 (19, 863)	2, 764(2, 513)		
			21, 849	5, 528(5, 025)		

裁判運営のための司法基盤の充実	明細 書頁
<p>(1) パーフォレータ</p> <p>＜要望要旨＞</p> <p>裁判所においては、その作成する書類の一部抜取りや改ざん防止のため、裁判関係文書謄本等の各葉にわたって契印をすることが必要とされているが、裁判関係文書謄本等は一度に複数部作成することや大部になることもあり、その一葉ごとにページをめくって、手作業で押印する負担は無視できない。契印に代えて、細かい穴による文字、記号等を文書の初葉から末葉まで打ち抜くことにより、契印事務を大幅に省力化するため、パーフォレータを整備する必要がある。</p> <p>また、パーフォレータの使用頻度は極めて高く、かつ、上記のとおり手作業で代替することは現実的でないことから、裁判関係文書謄本等に対する信頼確保を図りつつ、裁判事務に支障が生じないように、耐用年数に応じた鍵付きのパーフォレータを各裁判所に整備するために必要な経費を要望する。</p>	
<p>＜整備計画＞</p> <p>平成31年度は、172台の整備更新にかかる経費を要望する。</p> <p>(2) 法廷用デジタル録音機</p> <p>＜要望要旨＞</p> <p>社会、経済情勢の変化により、複雑困難な事件が増えている中で、逐語録需要の増加に容量的、機動的に対応するため、速記録に加え、法廷供述を録音反訳して逐語録を作成する方式(録音反訳方式)により法廷における証人尋問等の供述内容を正確に記録する必要があり、そのために、質問者及び供述者の音声を確実かつ明瞭に録音するためにデジタル録音機を整備する必要がある。</p> <p>また、簡易裁判所における民事訴訟事件については、民事訴訟規則において、証拠調べの証人等の陳述の結果の記載を省略できることとされているが、この場合、当事者の裁判上の利用に供するため、その証人等の陳述の結果を記録する必要があり、そのためにもデジタル録音機を整備する必要がある。</p> <p>＜整備計画＞</p> <p>平成31年度は、1,353台の更新整備にかかる経費を要望する。</p>	

明 細 書 頁
<p>(3) 電子速記タイプライター</p> <p>民事事件、刑事事件において、証人等の供述内容を逐語的に記録する場合に、速記官が立ち会って速記し、速記録を作成している。速記官が速記するための機器として、これまで速記タイプライターを整備してきたところ、安定的な維持管理に支障を来す見込みであることから、後継機種として、電子速記タイプライターを整備する必要がある。</p> <p>平成30年度から段階的に整備を行う予定としており、初年度である平成30年度に引き続き、平成31年度は、30台の整備にかかる経費を要望する。</p>

経費積算内訳

明細

書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)					
	(1) パーフォレータ	172(85)台	(239,760) 243,000 (56,916)	150,354(88,817) 41,796(20,380)	
	(2) 法廷用デジタル録音機	1,353(668)台	56,009 (1,013,904)	75,780(38,020)	
	(3) 電子速記タイプライター	30 台	1,092,599	32,778(30,417)	

經理局經費

暮らしの安全・安心

社会を支える紛争解決機能の充実強化

(1) 特殊事件専門図書

<要望要旨>

社会の高度化、国際化及び国民の権利意識の多様化を反映して、裁判所に持ち込まれる事件は複雑困難化しており、従来にない類型の訴訟が増加している。このような事件を適正迅速に解決するためには、幅広い分野についての専門的な知識が必要となり、事件を担当する裁判官の身近に多分野にわたる各種の専門図書を整備し、いつでも最新の専門知識にアクセスできるように環境を整備することが有効な方策である。

裁判官は、当事者の主張及び証拠を検討して整理し、法律問題の争点について、判例・学説を調査し、また、外国の法律や判例、学説についても調査研究するとともに、法律学以外の社会科学や自然科学などの専門外の知識についても資料を収集して争点整理期日や証拠調べ期日に臨むことが求められる。さらに、当該事件に関する論説や当事者が引用する文献・資料についても調査を尽くす必要がある。

その中でも、特に困難な事件の調査に要する事務量は膨大なものであり、各種の専門図書が手元になければ、担当裁判官は事実及び争点の調査に一層多大な労力と時間を費やさざるを得ず、適正かつ迅速な裁判の実現のために大きな支障を生ずることになる。

そこで、複雑困難な事件の処理のため、調査研究資料の整備に必要な経費を要望する。

(2) 開廷表タブレット

<要望要旨>

各地裁では紙媒体の開廷表をロビー等に備え置き、事件傍聴を希望する来庁者の閲覧に供しているが、開廷表が紙媒体であることから、来庁者が目的の事件を探し出すまでに時間を要する、開廷表の棄損及び盗難のリスクがある等の問題が生じている。

そこで、各庁のロビー等にタブレット端末を整備して、開廷表をデータベース化することにより、来庁者の利便性を向上しつつ、開廷表の棄損や盗難を防止するとともに、障害者への配慮も可能とした開廷表の閲覧環境を整備するため、開廷表の閲覧に供するタブレットの整備に必要な経費を要望する。

(3) 保管金事務処理システム用プリンタ（執行官用）

＜要望要旨＞

保管金事務処理システムを利用するため必要となる機器のうち、平成31年度に更新期を迎える執行官用のプリンタを更新するための経費を要望する。

(4) ベビーチェア

＜要望要旨＞

乳幼児を連れた来庁者が、受付で乳幼児を抱えながら書類を準備する場合があり、一時的に乳幼児を座らせておくためのベビーチェアの整備に必要な経費を要望する。

(5) ベビーカー

＜要望要旨＞

乳幼児を連れた来庁者が、受付から事件関係室に支障なく移動できるようベビーカーの整備に必要な経費を要望する。

(6) 裁判事務器具整備共通経費

＜要望要旨＞

下級裁判所が裁判事務を処理するにあたって使用する器具の整備に必要となる経費を要望する。

経費積算内訳

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	図書購入費(特殊事件専門図書)	742組	20,177	14,971(14,971)	
(項) 下級裁判所 庁費 (備品費)	開廷表タブレット	59式	2,659,392	563,532(90) 156,917(90) 156,904(0)	
	保管金事務処理システム用プリンタ(執行官用)	3(29)台	(3,089) 4,320	13(90)	
法廷等器具整備費 (備品費)	ベビーチェア	944台	30,240	406,615(0) 28,547(0)	
	ベビーカー	944台	41,160	38,855(0)	
	裁判事務器具整備共通経費			339,213(0)	

裁判運営のための司法基盤の充実

(1) 防災用品

<要望要旨>

東日本大震災及び熊本地震は未曾有の被害をもたらし、物資が大変不足する状況で避難生活を余儀なくされた方々が大勢いる中、避難者を受け入れ、物資を提供することにより被災地域に貢献した裁判所もあった。また、東日本大震災では首都圏においても、帰宅難民として裁判所で夜を明かさなければならなくなつた者が多いた。このようなときに応急対策を行い、ひいては裁判所機能の継続性を確保するためには、裁判所への来庁者や避難者、全職員が被災時や避難生活等に用いるために必要な物資を整備する必要がある。

そこで、防災用品を整備するための経費を要望する。

さらに、大地震等の災害発生時にエレベーターの緊急停止による閉じ込め事故が発生する可能性があることから、復旧なしで救出に至るまでの間に備えるものとして、庁舎内のエレベーター内に備蓄すべき防災用品も併せて要望する。

(2) ベルトパーテーション

<要望要旨>

当事者や傍聴人等により刃物や銃器等の凶器が庁舎内に持ち込まれることを未然に防止するため、各庁において所持品検査を実施しているが、所持品検査を円滑に実施するためには、被検査者の動線を整理する必要がある。

そこで、各庁にベルトパーテーションを整備するために必要な経費を要望する。

(3) 裁判関係室等器具（階段昇降機）

<要望要旨>

裁判所のような公共施設においては、身体障害者や高齢者が安全・安心に利用しやすいものであることが求められる。

そこで、各庁に階段昇降機を整備するための経費を要望する。

経費積算内訳						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 (備品費) (消耗品費)	防災用品(エレベーター用防災キャビネット) 防災用品	46基 	190,080 	44,181(6,419) 8,744(0) 35,437(6,419)		
(項) 下級裁判所 (備品費) (消耗品費)	防災用品(エレベーター用防災キャビネット) 防災用品	517基 	190,080 	670,828(50,059) 436,052(50,059) 337,781(50,059)		
法廷等器具整備費 (備品費)	ベルトパーテーション 裁判関係室等器具(階段昇降機)	4,106台 74台	28,080 1,614,600	234,776(0) 115,296(0) 119,480(0)		

防災・減災

移転料（継続・事務室等分）

<要望要旨>

最高裁耐震改修工事に伴う移転料を要望する。

区分	府名	府数	所要額(千円)
			府費
仮庁舎移転料	最高裁判所	1	15,037

経費積算内訳						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 庁費 (雜役務費)	最高裁耐震改修に伴う移転料			15,037(6,239)		

民事局經費

暮らしの安全・安心

社会を支える紛争解決機能の充実強化

(1) 民事規則制定諮問委員会

<要望要旨>

法律の制定・改廃がある場合等においては、民事の手続に関する最高裁判所規則を制定等する必要があるかどうかなどを検討することになる。規則制定等作業は、他の手続領域への影響を考慮しながら立法作業にも準じた慎重かつ綿密な検討が必要となる。この作業は、昭和22年11月13日最高裁判所規則第8号最高裁判所規則制定諮問委員会規則により設置された民事規則制定諮問委員会に諮問して、裁判官、弁護士、関係機関の職員及び学識経験のある者による調査、審議を経ることになる。

そこで、この委員会の開催に必要な経費を要望する。

(2) 調停相談事業の実施経費

<要望要旨>

調停委員が地域ごとに組織する調停協会に委嘱して、毎年、全国の各市区町村の公民館等において開催している調停相談は、一般市民からの土地・建物や金銭等のトラブルに関する相談に対して、調停委員が調停手続の利用に関する説明に応じているものであり、国民のニーズに応えるためにも重要な事業である。そして、調停相談の期日や場所について広く周知し、調停相談を多くの国民に認識してもらうとともに、調停手続の利用の一層の促進を図るには、各地の自治体や駅等の公共交通機関などの施設における掲示板等にポスターを掲示することが効果的である。

そこで、調停相談事業開催のために必要な経費を要望する。

<開催計画>

開催地 全国95か所

回数 年1回

(3) 調停運営協議会（高裁別）

<要望要旨>

調停委員の事件処理能力を高めるため、各調停委員においても、専門的知識や調停技法の向上について、独自に勉強会を実施したり、自己研さん努めたりする一方、裁判官、書記官との協働の在り方等について打合せ等を行うなどして、様々な検討、工夫を重ね、効率的な調停運営に努力しているところである。

指導的立場にある調停委員が各高裁管内に一堂に集まり、管内の実情に即してそれぞれが工夫した成果や問題点等を発表し、他の調停委員や裁判官等と協議するとともに、実際の民事調停事件の処理に当たって心掛けるべき共通の認識を持つことは極めて有意義である。また、協議の結果を各庁に持ち帰り、他の調停委員に還元することによって、調停委員全体の処理能力の向上が図られる。

そこで、本協議会を開催するための経費を要望する。

<開催計画>

開催地 高等裁判所

回 数 1回

人 員 265人（内訳 調停委員220人、裁判官25人、参列員8人、係員12人）

(4) 専門訴訟委員会

<要望要旨>

医事関係訴訟や建築関係訴訟等の専門訴訟の審理に時間要する理由として、鑑定人の選任に時間要することが挙げられる。専門訴訟においては、適切な鑑定人の確保が最も重要な課題であるが、裁判所及び当事者は専門的知識を十分には持ち得ないため、どの分野の専門家を鑑定人として選任すべきか、また、誰が鑑定人にふさわしいかを判断することは容易ではなく、さらに、当該分野の専門家になかなか鑑定を引き受けられないことがある。

これらの問題点の原因は、鑑定人の選任が裁判所に一任されることが多いにもかかわらず、適切な鑑定人を選任するための司法行政上の支援システムが十分でないことにあった。そのため、鑑定人としてふさわしい専門家の推薦、鑑定結果の評価、鑑定人候補者名簿の編成、鑑定事項や鑑定資料の在り方の検討等を行い、裁判所と専門家団体との相互理解と意思疎通を図るための組織として、平成13年6月14日最高裁判所規則第5号医事関係訴訟委員会規則により医事関係訴訟委員会を、同第6号建築関係訴訟委員会規則により建築関係訴訟委員会を最高裁判所に設置した。

- そこで、これらの委員会の開催に必要な経費を要望する。

<開催計画>

(a) 医事関係訴訟委員会

本委員会 2回

(b) 建築関係訴訟委員会

本委員会 1回

分科会 2回

分科会 1回

<委員会の構成>

	委員長	委員	係員	計
医事関係訴訟委員会 (分科会)	1	11 (5)	2 (1)	14 (6)
建築関係訴訟委員会 (分科会)	1	11 (5)	2 (1)	14 (6)

(5) 推薦依頼用パンフレット

(ア) 専門委員推薦依頼用パンフレット

＜要望要旨＞

民事訴訟法の改正（平成16年4月施行）において、専門委員制度が創設されたが、制度を円滑に進めるためには、専門家団体等を通じて広く専門委員の人材確保に努める必要がある。専門家団体に働き掛けるに際しては、専門委員制度の内容、専門委員の役割、専門委員の職務内容等について分かりやすく解説したパンフレットを作成し、これを交付するのが極めて効果的であることから、パンフレット作成に必要な経費を要望する。

(イ) 民事調停委員推薦依頼用パンフレット

＜要望要旨＞

内容が複雑で専門的な知見を要する調停事件を処理するためには、公認会計士、税理士、建築士、医師等の専門家の調停委員を確保する必要がある。

各地裁においては、推薦母体となってもらう各関係機関等に対し、調停手続の概要、調停委員の役割や身分等を分かりやすく説明したパンフレットを交付して推薦依頼をしてきており、調停委員候補者の開拓に有効に活用されている。

そこで、本パンフレットを作成するための経費を要望する。

(6) 調停制度協議会

<要望要旨>

調停制度を更に充実させ、調停手続に対する国民の信頼と期待にこたえるためには、全国の指導的立場にある調停委員を一堂に集めて、調停制度や研修等の在り方、調停委員の給源や選任方法等、調停制度の核となるポイントについて協議し、調停制度が抱える問題点や改善事項等について認識を共有してもらうことが極めて有意義である。さらに、協議の結果等を踏まえて、参加した調停委員が全国各地において発展的な研修や指導育成等を行い、調停制度に関する改善策を検討しつつ、効果的に実行していくような継続的な取組が必要である。

そこで、本協議会を開催するために必要な経費を要望する。

<開催計画>

開催地 最高裁判所

日 程 1日

人 員 73人 (内訳 協議員58人、参列員11人、係員4人)

(7) 資料等の整備

(ア) 調停委員執務用図書

<要望要旨>

調停事件を円滑かつ適正に処理するためには、調停委員の力量によるところが大きく、調停委員の資質の一層の向上が求められるため、従前から執務に供するための参考図書や資料を整備・配布してきた。

そこで、調停事件処理の参考図書を全国の簡易裁判所に整備するための経費を要望する。

(イ) 民事調停委員執務資料

<要望要旨>

調停事件を円滑かつ適正に処理するためには、調停委員の力量によるところが大きく、調停委員の資質の一層の向上が求められるが、紛争の内容を正確に理解して社会常識に合致した解決方法を提案することは、経験のない者にとって容易ではないため、調停関係法規を解説し、執務の一般的注意事項等を網羅した資料が必要となる。

そこで、調停委員任命時に調停関係法規を解説し、執務の一般的注意事項等を網羅した資料を配布するための経費を要望する。

(ウ) 司法委員執務資料

<要望要旨>

司法委員制度は、民間の有識者から選ばれた司法委員が、簡易裁判所の民事裁判について和解を補助したり、審理に立ち会って事件につき意見を述べたり、証人等に対し発問したりすることができる制度である（民事訴訟法279条、民事訴訟規則172条）。

簡易裁判所の事物管轄の拡大や少額訴訟手続の訴額上限の引上げ等により複雑困難な事件が増加しており、充実した審理と適正かつ迅速な事件処理を行うためには司法委員の活用を図ることが必須となっているところ、司法委員制度の機能の充実を図るために、司法委員が具体的な執務に当たり参考となるような資料が必要となる。

そこで、新任司法委員が具体的な執務に当たり参考となる法規や注意事項等を網羅した資料を配布するための経費を要望する。

(エ) 手続案内用リーフレット等

(a) 簡易裁判所の民事裁判手続案内用リーフレット等

<要望要旨>

簡易裁判所の民事裁判手続（以下「簡裁民事手続」という。）は、民事訴訟手続、支払督促手続、少額訴訟手続、民事調停手続に分けることができる。これらの手続は、裁判手続に精通しない一般国民にとって利用しやすい身近な紛争解決手段として、実際に多くの申立てがされている。今後も、簡裁民事手続をより多くの国民に周知し、利用しやすくするため、また、書記官による窓口での手続案内事務を効率化するために、利用者の関心に応じて各手続の流れや特徴を分かりやすく図解等を用いて説明したリーフレット等を作成、配布することが有効である。

また、リーフレット等を裁判所以外の官公庁の窓口等にも配布することによって、簡裁民事手続をより多くの国民に周知することができ、より利用しやすいものとすることができるところから、裁判所及び市町村を始めとする公共団体や関係機関にリーフレット等を配布してきた。

そこで、下記のリーフレット等を作成、配布するための経費を要望する。

① 簡易裁判所手続用リーフレット

利用者が紛争の種類等に応じて比較検討できるよう簡裁民事手続の各手続の概略を説明したリーフレット

② 簡易裁判所民事訴訟手続用リーフレット

簡易裁判所の民事訴訟手続の流れを具体的に説明したリーフレット

③ 少額訴訟手続用リーフレット

少額訴訟手続の流れを具体的に説明したリーフレット

④ 支払督促手続用リーフレット

支払督促手続の流れを具体的に説明したリーフレット

⑤ 民事調停手続用リーフレット

民事調停手続の概要について説明したリーフレット

⑥ 特定調停手続用リーフレット

特定調停法の手続の概要について説明したリーフレット

⑦ 民事調停手続用パンフレット

民事調停手続を利用しようとする者を対象とし、特に建築、医事等に関する専門調停について説明したパンフレット

(b) 執行手続に関するリーフレット

① 売却手続リーフレット

<要望要旨>

不動産執行事件を迅速に処理するためには、不動産を早期に売却手続に付し、円滑に売却を実施することが必要であり、裁判所としても、買受希望者の拡大を図って競売不動産の売却率を高めるなど、より円滑な処理に努めている。競売不動産の期間入札の手続、買受申出の方法等について、分かりやすく説明したリーフレットを作成、配布することは、一般市民である買受希望者が入札手続に関する理解を得るために、非常に有効な手段となっている。

このリーフレットは、これまでも裁判所、市町村等に備え置き、一般市民への配布を行ってきており、今後も更に競売手続の理解を深め、競売手続への参加者を増やすために活用したい。

そこで、売却手続リーフレットを作成するための経費を要望する。

② 執行手続案内用リーフレット

<要望要旨>

支払督促手続、少額訴訟手続及び民事調停手続では、通常の訴訟手続と比較して簡易な手続で債務名義を取得することが可能であるが、勝訴判決等を得ても、任意の履行がされない場合、強制執行手続を利用することになる。一般市民が強制執行手続を容易に利用できるようにするために、簡易な用語を用いて申立方法などを案内し、簡易裁判所の職員が手続教示を行う際の説明の便宜を図るリーフレットを作成、配布することが有効である。

そこで、執行手続案内用リーフレットを作成するための経費を要望する。

(c) 倒産手続に関するリーフレット

① 個人債務者再生手続に関するリーフレット

〈要望要旨〉

個人債務者再生手続は、債務者と債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整することにより、債務者の経済生活の再生を図るものであり、今後も全国の裁判所に多数の事件が係属することが見込まれるところ、この手続を利用しようとする個人債務者に対して、再生手続の流れや申立方法、再生債務者になった場合の義務など、手続を利用する際に必要な情報を分かりやすく記載したリーフレットを作成、配布することが有効である。

そこで、これらの情報を記載したリーフレットを作成するための経費を要望する。

② 破産手続に関するリーフレット

〈要望要旨〉

破産手続は、債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図るとともに、債務者について経済生活の再生の機会の確保を図るものであり、今後も全国の裁判所に多数の事件が係属することが見込まれるところ、この手続を利用する者に対して、破産手続及び免責手続の流れや、申立方法、破産者になった場合の義務や制限など、手続を利用する際に必要な情報を分かりやすく記載したリーフレットを作成、配布することが有効である。

そこで、これらの情報を記載したリーフレットを作成するための経費を要望する。

(才) 民事裁判資料

<要望要旨>

民事裁判が適正、円滑に行われるためには、民事裁判事務を担当する裁判官、書記官等のために、各裁判所における実務の具体的な実例や運用上の諸方策、その他執務の参考となる情報を掲載した執務資料を刊行して、これを配布することが必要不可欠であることから、各種の民事裁判資料を印刷刊行して全国の裁判所に配布してきた。

そこで、民事裁判資料を刊行する必要があるので、これに要する経費を要望する。

(才) 執行官関係法令集（第9版）

<要望要旨>

「執行官関係法令集」は、執行官事務に関する法令を取りまとめて執行官、執行官監督官等の執務の参考に供する資料として昭和56年に刊行され、その後の法令の改廃状況により、約2年から5年ごとに定期的に版を重ね、平成27年1月に第八版を刊行して現在に至っているが、現在、執行官の取り扱う主要な事務の根拠である民事執行法の改正について法制審議会の部会で議論が進められており、平成31年度中に改正法の施行が見込まれている。

そこで、執行官の事務処理の根拠となる法令を的確に把握し、執行官事務の適正な運用、制度の定着を図るほか、庁舎外で事務を行う執行官において、事件関係者に対して現行の法令を示しながら適切な手続説明等を行うことを可能とするためにも、執行官関係法令集を改訂し、整備するための経費を要望する。

(8) 協議会等の開催

(ア) 特殊民事事件の研究会

<要望要旨>

特殊民事事件（「医事関係訴訟」，「建築関係訴訟」等の専門訴訟，「公害」等の特殊損害賠償請求訴訟，差止請求訴訟等）については，司法制度改革審議会の意見書において，審理期間をおおむね半減することが目標として掲げられており，これを受け，裁判所では，これらの特殊民事事件を円滑に処理するため，特殊民事事件を担当する裁判官を対象として，自然科学，社会科学，人文科学等の法律以外の分野に関する知識を補充するために，それぞれの専門領域の大学教授等を講師として研究会を開催することとし，対象テーマとなる専門分野を変えながら，研究会を実施してきた。

そこで，本研究会の開催に必要な経費を要望する。

<開催計画>

開催地 高裁所在地を除く地方裁判所

会期 1日

回数 42回（高裁所在地を除く地裁1回×42）

人員 462人（大学教授42人，裁判官420人）

(イ) 専門訴訟連絡協議会

<要望要旨>

医事関係訴訟、建築関係訴訟等の専門訴訟の審理に時間を要する原因の一つとして、適切な専門家の協力を得ることが困難で、審理に必要な専門的知見がなかなか得られないということが言われている。その背景には、裁判所や弁護士の法曹と医師等の専門家との間の相互理解が不足しているといった問題がある。この問題を解消するため、裁判官、専門家、弁護士等が一堂に会し、専門家に対して裁判手続について理解してもらうとともに、問題点等について協議し信頼関係を醸成していくことが不可欠である。そのため、平成14年度から、各地方裁判所が地元の専門機関、研究機関、専門団体の代表者等と継続的に協議会を開催している。

そこで、本協議会開催のために必要な経費を要望する。

<開催計画>

(a) 医事関係訴訟連絡協議会

医事関係については、専門分野が多岐にわたっており、大学医学部附属病院等の医療研究機関を中心とした医師の協力が必要であることから、そのような医療研究機関が管内に多く存在する高等裁判所所在地の地方裁判所8庁及び地域の医療研究機関等との協力関係が構築されている地方裁判所4庁の計12庁で、年間各1回開催する。開催人員は、裁判所が5人、医療研究機関が9人、弁護士10人の合計24人規模で開催する。

(b) 建築関係訴訟連絡協議会

建築関係については、地域に影響力のある建築関係団体の協力を得て継続的な協議をすることが必要であり、建築関係の集中部のある東京及び大阪の各地方裁判所で、年間各1回開催する。開催人員は、裁判所が5人、建築専門家団体が9人、弁護士10人の合計24人規模で開催する。

(ウ) 専門委員研修

<要望要旨>

民事訴訟法の改正（平成16年4月施行）により、専門委員制度が創設されたが、専門委員は医事や建築等の専門知識は有しているものの、民事訴訟手続に関する法律的な知識は必ずしも十分ではない。訴訟手続に鑑定という局面でしか関わらない鑑定人と異なり、専門委員は、争点整理、証拠調べ、和解といった訴訟手続の様々な段階で関与するものであり、訴訟手続の流れ、専門委員としての関与の在り方についての知識のほか、法律的な知識が必要不可欠である。そこで、専門委員に対して、訴訟手続に関与するに当たって必要な知識や技能を付与するとともに、専門委員として訴訟に関与する中で経験した具体的な事例等を研究材料として、事例ごとに生じ得る様々な問題点を研究し、適切に対処するためには必要とされる訴訟手続への関わり方等についての手法を習得させるための機会を設ける必要がある。

そこで、本研修の開催のための経費を要望する。

<開催計画>

開催地 地方裁判所本庁25庁（全50庁において2年に1回開催）

開催回数 1回

人 員 375人

（内訳 専門委員300人、裁判官25人、民事首席書記官25人、外部講師（大学教授等）25人）

(エ) 民事調停委員研修会

<要望要旨>

平成31年度も任期満了等による退任者の補充を行うため、新任民事調停委員の任命を行う予定であるが、新たに任命される調停委員は、民事調停手続に関する法律的な知識をほとんど有していないのが現状である。

そのため、新任の民事調停委員全員に対し、できるだけ早期に研修を行い、民法等の関係法規等に関する基礎知識や当事者との対応を含めた調停委員としての心構え、民事調停に関する運営上の留意点等、民事調停を円滑に進めるに当たって必要な基本的知識等を付与する必要がある。

また、調停委員に任命後、実際に相調停委員及び調停主任である裁判官と共に調停委員会を構成し、書記官等とも連携しながら、紛争の内容を正確に理解して社会常識に合致した解決方法を提案することは、経験のない者にとって容易ではない。そのため、任命後ある程度実務を経験した段階で、具体的な事例を題材として調停事件の在るべき調停運営の基本モデルを実践的に体験させることにより、調停委員として果たすべき役割を正確に理解、習得させる必要がある。さらに、立法、判例の展開の著しい最近の民事調停事件を巡る状況を考えると、任命直後の研修における基礎的な知識の付与を十分に行い、更に継続的かつ発展させた内容の講義等を行ってフォローアップを図るとともに、実際に調停の実務に携わる中で生ずるであろう様々な疑問点等についてはなるべく早期に解決しておく必要があることから、任命後ある程度経過した後に更に研修を実施するのが、新任の民事調停委員の能力向上を図る上で極めて有効である。

そこで、本研修会について、1年に2回開催するための経費を要望する。

<開催計画>

開催地 地方裁判所

回 数 2回

人 員 750人 (内訳 調停委員600人、裁判官50人、民事首席書記官50人、係員50人)

(イ) 民事調停委員ケース研究会

<要望要旨>

調停委員には、具体的な紛争に対し、紛争の真の原因、紛争が容易に解決できない理由、当事者が置かれている立場などを見極め、どのように対処すれば社会の良識にかなった紛争解決が図れるのかということを的確に判断した上で、当事者の互譲を導き出し、その調整に当たることが求められている。

そのためには、なるべく多くの調停委員について、民事調停事件において実際に起こり得る多種多様な具体的事例を基に多角的な検討を行う機会を設けることが不可欠である。

そこで、主として民事調停委員研究会を修了し、ある程度実務経験を積んだ調停委員を対象に、民事調停事件に関与する中で経験した具体的な事例などを材料として、事例ごとに生じ得る様々な問題点とこれに対処する上で必要な知識及び技能について研究するとともに、それを裏付ける基礎的理論とその理論を応用的に展開する講義を受ける等の方法により本研究会を開催することは有効である。

本研究会は、参加した調停委員もそれぞれの経験等を踏まえた意見を発表しながら、より適切な解決方法を討議・研究することができるなど、実務上参考となる有益な研究会となっている。また、近時の民事分野の各種改正法の知識を的確に身に付け、これを具体的紛争の解決に活かすためには、相当数の調停委員が参加し、研究結果を実務に有効に反映させる必要がある。

そこで、本研究会を開催するために必要な経費を要望する。

<開催計画>

開催地 地方裁判所

回 数 1回

人 員 1, 200人

(内訳 調停委員1,000人、裁判官50人、民事首席書記官50人、書記官50人、係員50人)

(カ) 民事事件担当裁判官等協議会（高裁別）

<要望要旨>

現行民事訴訟法の施行から20年が経過し、近時の社会情勢の変化、情報技術の進展、価値観の多様化等を背景として、裁判所の判断が国民の社会経済活動等に大きな影響を与える訴訟が増え、裁判所の審理判断に対する国民の关心と期待も高まっている。それに伴い、裁判の質についても判断自体の適正さや手続保障のみならず理由の通用性や合理的な期間内での解決に対する要請が高まっている。

こうした要請に的確にこたえるため、民事訴訟事件を担当する裁判官を中心に、訴訟の進行管理等に当たっている裁判所書記官も加えて、高裁単位ごとに協議会を開催して、適正かつ迅速な審理を実現し、裁判の質の更なる向上を図るための民事訴訟運営について協議する必要がある。

そこで、協議会開催に必要な経費を要望する。

<開催計画>

開催地 高等裁判所
会 期 2日
人 員 50人

区分	人 員	備 考
協議員	50	地裁本庁裁判官50人

(キ) 簡易裁判所民事実務研究会（地裁）

<要望要旨>

権利意識の高揚や価値観の多様化による国民の紛争解決に対する意識の変化、社会の高度情報化による法的知識等の入手容易化、更には、弁護士人口の増加及び認定司法書士制度の創設などを原因とする少額な紛争への法律専門家の進出など、簡易裁判所を取り巻く状況の変化に対応するために、今後の簡易裁判所の運営改善策の検討を進め、更に簡易裁判所の機能強化を図ることがますます要請される。

簡易裁判所全体の紛争解決機能を充実強化する方策としては、各地方裁判所管内の簡易裁判所から裁判官や主任書記官等を集めて研究会を開催するだけではなく、各簡易裁判所の中心的な立場にある民事調停委員及び司法委員も本研究会に参加させることが有益であり、例えば裁判官・書記官と民事調停委員・司法委員との連携といった訴訟・調停の運営上の諸問題や自主的な研修の在り方等について、簡易裁判所における事件処理の在り方といった高い見地から検討することが望ましいと考えられる。また、地方裁判所の裁判官等の意見等を踏まえつつ、参加者がそれぞれの立場から議論することによって、裁判所職員のみならず、簡易裁判所の事件を処理する上で重要な役割を担っている民事調停委員及び司法委員の問題意識を高め、さらに、研究会における多角的な検討結果を基に各簡易裁判所における通常訴訟事件や民事調停事件の円滑な処理を図ることも期待できるところである。

そこで、本研究会を開催するために必要な経費を要望する。

<開催計画>

開催地 地方裁判所

会 期 1日

回 数 1回

人 員 1,450人

(内訳 裁判官100人、民事首席書記官50人、簡易裁判所庶務課長・主任書記官300人、調停委員600人、司法委員300人、係員100人)

(ク) 評価関係協議会（高裁別）

<要望要旨>

不動産執行手続の過程で行われる不動産の評価については、適正な評価額の設定が求められ、評価に当たっては、評価人は不動産の特性に応じた評価の方法を適切に用いなければならない。また、競売手続における不動産の評価は、その物件の特性や有効な利用とともに、強制的な手続によって売却するという特殊性を考慮して行い、競売市場の実勢に合った適正なものでなければならない。

適正な評価事務を行い、買受希望者を始めとする一般国民に分かりやすい均質な評価を確立するためには、専門的な知識・技能を活用するとしても、その任に当たる評価人において評価の方法や考え方、その内容について共通の基盤に立脚して実施しなければならない。

したがって、①競売市場における実勢価額を反映した評価の在り方、②標準的な評価書の様式や評価基準の在り方、③評価ノウハウ等に関する全国的な情報交換などをテーマとして、各高等裁判所において、管内の地方裁判所の裁判官、民事首席書記官及び評価人候補者が協議を行い、裁判官、裁判所書記官及び評価人の三者が協働して評価事務を行うための共通認識を持つことが必要である。

そこで、本協議会を実施するための経費を要望する。

<開催計画>

開催地 高等裁判所のうちの4庁

会期 1日

回数 1回

人員 91人

区分	人員	備考
協議員	75	地裁裁判官25人、地裁民事首席書記官25人、地裁評価人候補者25人
係員	16	4人×4高裁
計	91	

④ 司法委員研究会

<要望要旨>

司法委員制度は、民間の有識者から選ばれた司法委員が、簡易裁判所の民事裁判について和解を補助したり、審理に立ち会って事件につき意見を述べたり、証人等に対し発問することができる制度である（民事訴訟法279条、民事訴訟規則172条）。

簡易裁判所の事物管轄の拡大や少額訴訟手続の訴額上限の引上げ等により複雑困難な事件が増加しており、充実した審理と適正かつ迅速な事件処理を行うためには司法委員の活用を図ることが必須となっている。そのため、司法委員に対し、事件処理上起こり得る法律問題等を適切に処理するのに必要な民法、商法、利息制限法、貸金業法等の実体法に関する基本的な知識等を習得させるとともに、実際の事件処理の過程において生ずる種々の諸問題につき、具体的な事例を基に司法委員が相互に研究し、解決策を検討し、その結果を具体的な事件の処理過程において反映できるよう研究会を実施する必要がある。

本研究会については、司法委員全体の処理能力の向上が求められるようになってきていることから、新任者を除く全司法委員（約4,600人）についてほぼ3年間で一巡するように参加させる必要がある。

そこで、本研究会を開催するための経費を要望する。

<開催計画>

区分	開催場所	回数	日数	研究員	講師等
司法委員研究会	地方裁判所 (50庁)	2	1	司法委員 766人	(講師) 部内講師 裁判官 100人 係員 150人

(コ) 司法委員研修会

<要望要旨>

司法委員については、紛争の実情に即した適正かつ妥当な解決を図るため、国民各層から幅広く適任者を得ることが求められている。そして、年齢、知識、職業等が区々である一般国民が司法委員として簡易裁判所の訴訟手続において主体的に行動し、国民の健全な良識を裁判に反映させようという司法委員制度を十分機能させるためには、新たに選任された司法委員に対し、基礎的な知識等を早期に付与し、司法委員として審理に立ち会って意見を述べたり、和解の補助を行ったりすることができるようになることが必要である。

そのため、新たに選任された司法委員に対し、司法委員制度のあらまし、司法委員としての心構えや求められる役割、簡易裁判所の民事訴訟手続や少額訴訟手続の概要、調停委員の役割との差違等の基本的な事項に関する知識を付与する研修会を実施する必要がある。

そこで、本研修会を開催するために必要な経費を要望する。

<開催計画>

区分	開催場所	回数	日数	研修員	講師等
司法委員研修会	地方裁判所 (50庁)	1	1	司法委員 500人	(講師) 部内講師 裁判官 100人 係員 150人

(サ) 民事調停委員研究会

<要望要旨>

民事調停事件の処理に当たる調停委員には、一般的に法律的知識に乏しい当事者に対して説得力のある説明を行い、当事者双方が納得するような解決策を示すといったスキルが必要であることから、調停委員に対して、その実務経験に応じて調停運営に当たって必要な知識や技術を付与するとともに、調停委員としての基本的な心構えを再確認する機会を設ける必要がある。

そのため、主として民事調停委員研修会を修了し、任命後3年目である調停委員を対象に、裁判官等が、各種法規に関する基礎的な理論、判例の動向、特定調停手続や個人再生手続等の運用等について講義するとともに、各調停委員が2年間の実務経験を踏まえながら、改めて調停の在り方等の基本に立ち返り、調停運営等に関する様々な問題点について質疑応答を行うなどの方法による標記の研究会を開催することが調停委員の活用を図る上で有効である。

そこで、本研究会を開催するための経費を要望する。

<開催計画>

開催地 地方裁判所

回 数 1回

人 員 1,200人 (内訳 調停委員1,000人、裁判官100人、書記官50人、係員50人)

(9) 執行官室用備品

<要望要旨>

執行官は、その職務の執行につき手数料を受け（裁判所法第62条4項、執行官法第7条），国から給与を受けないが、各地方裁判所に置かれる裁判所職員である。昭和41年の執行官法制定に伴う裁判所法の改正で、執行官は各地方裁判所に配置されることとなり（裁判所法第62条1項），所属の地方裁判所から指定された勤務裁判所において勤務することとなった（裁判所法第65条、裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則第4条）。執行官法制定過程における第51回国会衆議院法務委員会（昭和41年6月9日）において、「政府並びに最高裁判所は、各地方裁判所内に、執行官の執務場所を確保することはもとより、その環境施設を明朗ならしめることに努力することについて配慮すべきである。」との「執行官法案に対する附帯決議」が行われ、各地方裁判所（本庁及び支部）に執行官の執務場所として執行官室が設置された。

執行官の執務場所である執行官室がその機能を果たすためには、一般執務に要する各種器具の維持整備を図る必要がある。

そこで、執行官室の執務環境を整備するため、執行官1人に対し1組ずつ配布している執務用机、いす及び更衣ロッカーの更新分各11台を要望する。

(10) 現況調査用住宅地図

<要望要旨>

現況調査用住宅地図は、執行官が現況調査、各種の執行及び送達を実施する場合の事前調査の資料として必要不可欠な資料である。また、整備後も、年数が経過すれば住宅の配置や名称が変わっていることが多いことから、定期的に更新しなければ執務に支障がある。

そこで、本件地図を更新するための経費を要望する。

経費積算内訳

明細
書頁

項目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	調停相談事業協力謝金			17,190(8,754)	
職員旅費 (内国旅費)	調停運営協議会(高裁別) 局課長	4人	49,234	1,710(0)	
	事務官	4人	41,132	362(0)	
				197(0)	
委員等旅費 (委員会出席旅費)	民事規則制定諮問委員会	2人 5回	46,366	165(0)	
	専門訴訟委員会			912(0)	
	医事関係訴訟委員会			464(0)	
	本委員会	2人 2回	49,814	448(0)	
	建築関係訴訟委員会			199(0)	
	本委員会	5人 1回	49,814	249(0)	

経費積算内訳

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
庁費 (印刷製本費)	専門委員推薦依頼用パンフレット	(2,000) 1,600部	(62.64) 69.336	2,621(1,822) 621(565) 111(125)	
	民事調停委員推薦依頼用パンフレット	10,000部	(23.76) 23.706	237(238)	
	調停相談用ポスター	20,000枚	(10.111) 13.661	273(202)	
(借料及び損料)	調停相談事業会場借料			1,330(1,235)	
(会議費)	民事規則制定諮問委員会	18人 5回	108.9	22(22) 10(10)	
	専門訴訟委員会			6(6)	
	医事関係訴訟委員会			4(4)	
	本委員会	12人 2回	108.9	3(3)	
	分科会	5人 2回	108.9	1(1)	

経費積算内訳

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(雑役務費)	建築関係訴訟委員会 本委員会	12人 1回	108.9	2(2) 1(1)	
	分科会	5人 1回	108.9	1(1)	
	調停制度協議会	58人	108.9	6(6)	
裁判資料整備費 (消耗品費)	調停相談用ポスター・デザイン 作成	一式	648,000	648(0)	
(印刷製本費)	調停委員執務用図書	438冊	11,951	11,585(6,932) 5,235(5,235)	
	民事調停委員執務資料	1,500冊	(151.2) 101.52 (149.04)	6,350(1,697) 152(227)	
	司法委員執務資料	1,000冊 (94,000)	243 (1.728)	243(149)	
	簡易裁判所手続用リーフレット	88,000冊	1.512	133(162)	

経費積算内訳						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
	簡易裁判所民事訴訟手続用リーフレット	(80,000) 78,000部	(1.836) 1.512	118(147)		
	少額訴訟手続用リーフレット	(86,000) 80,000部	(1.728) 1.512	121(149)		
	支払督促手続用リーフレット	(80,000) 75,000部	(1.836) 1.998	150(147)		
	民事調停手続用リーフレット	(82,000) 83,000部	(1.728) 1.512	125(142)		
	特定調停手続用リーフレット	(70,000) 76,000部	(2.376) 2.187	166(166)		
	民事調停手続用パンフレット	400部	(110.7) 218.7	87(44)		
	売却手続リーフレット	(19,000) 17,000部	(4.32) 2.376	40(82)		
	執行手続案内用リーフレット	(22,700) 21,000部	(3.132) 2.376	50(71)		
	個人債務者再生手続に関するリーフレット	(35,500) 34,500部	(2.7) 2.376	82(96)		
	破産手続に関するリーフレット	(44,400) 40,000部	(2.592) 1.998	80(115)		

経費積算内訳

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
	民事裁判資料	4,000部	760.077	3,040(0)	
	執行官関係法令集(第9版)	1,500部	1,175.04	1,763(0)	

経費積算内訳

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	特殊民事事件の研究会 大学教授	42回 3時間	7,900	42,315(18,872) 5,624(5,624)	
	専門訴訟連絡協議会 医事関係 医師等	12庁 9人 3時間 1回	8,700	3,246(3,246)	
	建築関係 建築士等	2庁 9人 3時間 1回	7,900	2,819(2,819) 427(427)	
	専門委員研修	25庁 1人 1時間 1回	7,900	198(198)	
	民事調停委員研修会 大学教授	50庁 1時間 2回	7,900	790(790)	
	民事調停委員ケース研究会 大学教授	50庁 1時間 1回	7,900	395(395)	

経費積算内訳

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
職員旅費 (内国旅費)	民事事件担当裁判官等協議会 (高裁別)			4,219(1,714)	
	地裁裁判官	42人	40,801	1,714(1,714)	
	簡易裁判所民事実務研究会 (地裁)			1,491(0)	
	簡裁庶務課長、主任書記官	日帰り 195人	3,718	725(0)	
		宿泊 55人	13,929	766(0)	
	評価関係協議会(高裁別)			1,014(0)	
	地裁裁判官	21人	26,299	552(0)	
	地裁首席書記官	21人	22,001	462(0)	

経費積算内訳

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
委員等旅費 (委員会出席旅費)	簡易裁判所民事実務研究会 (地裁)			20,938(0) 3,492(0)	
	調停委員及び司法委員	日帰り 456人 1回 宿泊 129人 1回	3,718 13,929	1,695(0) 1,797(0)	
	司法委員研究会	日帰り 390人 2回 宿泊 110人 2回	3,718 13,929	2,900(0) 3,064(0)	
	司法委員研修会	日帰り 253人 1回 宿泊 72人 1回	3,718 13,929	941(0) 1,003(0)	
	調停運営協議会(高裁別)	調停委員 125人 1回	19,663	2,458(0)	

経費積算内訳

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
庁費 (備品費)	民事調停委員研究会 調停委員 (本庁所在地以外の簡裁)	日帰り 507人 1回 宿泊 143人 1回	3,718 13,929	3,877(0) 1,885(0) 1,992(0)		
	調停制度協議会 調停委員	56人	48,940	2,741(0)		
	評価関係協議会(高裁別) 評価人候補者	21人	22,001	462(0)		
	執行官室用備品 机	11卓	74,736	2,092(2,092) 1,608(1,608) 822(822)		
	いす	11脚	34,452	379(379)		
	更衣ロッカー	11台	37,044	407(407)		

経費積算内訳						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(会議費)	専門訴訟連絡協議会 医事関係 医師等	12庁 19人 1回	108.9	484(484) 29(29)	25(25)	
	建築関係 建築士等	2庁 19人 1回	108.9	4(4)		
	簡易裁判所民事実務研究会 (地裁)	900人 1回	108.9	98(98)		
	司法委員研究会	766人 2回	108.9	167(167)		
	司法委員研修会	500人 1回	108.9	54(54)		
	調停運営協議会(高裁別)	220人 1回	108.9	24(24)		
	民事調停委員研究会	1,000人 1回	108.9	109(109)		
	評価関係協議会(高裁別)	25人 1回	108.9	3(3)		
	法廷等器具整備費 (備品費)	現況調査用住宅地図	589冊	16,030	9,442(9,442)	

裁判手続等のIT化の推進

民事訴訟手続のIT化のためのウェブ会議用機器等の購入

<要望要旨>

国民生活に関わる様々な分野でオンライン申請を始めとして、手続のIT化が進められ、それが広く受け入れられてきた状況にあることを踏まえれば、裁判所においても、民事裁判手続等のIT化を見据えて検討を進めていくことが必要であるところ、内閣官房における「裁判手続等のIT化検討会」の取りまとめを受けて、平成31年度から、ウェブ会議等のITツールを積極的に利用した、より効果的・効率的な争点整理の試行・運用を特定庁で開始する必要がある。

そこで、特定庁において、ウェブ会議の試行・運用を行うので機器等を整備するための経費を要望する。

経費積算内訳						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)	ウェブ会議用パソコン	一式	205,545,556	205,546(0)		

刑 事 局 経 費

暮らしの安全・安心社会を支える紛争解決機能の充実強化

(1) 刑事法研究会

<要望要旨>

刑事事件に関する課題やその時々に発生する問題点等について、理論的・実証的観点から意見をいただくために、大学教授などの学識経験者との間で研究会を開催する必要があるところ、裁判員裁判に関して、制度施行以降、相当数の事例が集積され、種々の問題が顕在化していると思われる。これらの問題に対しては、大学教授などの学識経験者との間で理論的・実証的観点からの研究を行い、具体的な対応を検討することが制度の円滑な運営のために不可欠である。

また、平成24年12月には「裁判員裁判実施状況の検証報告書」を公表したが、今後も引き続き同制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たしているかについて、理論的・実証的観点からの検討が不可欠である。

そこで、大学教授などの学識経験者との間で研究会を開催する経費を要望する。

(2) 刑事事件担当裁判官協議会（高裁別）

<要望要旨>

刑事事件の適正かつ迅速な処理の実現に向け、刑事事件を担当する裁判官が刑事事件の処理に関し考慮すべき事項などについて協議することを目的として開催される以下の協議会の経費を要望する。

<開催計画>

協議会名	会期	開催場所	出席者		
			協議員	参列員等	計
刑事事件担当裁判官協議会 (高裁別)	1日	高裁	64人(48人) (高裁裁判官8人、高裁支部裁判官6人、地裁裁判官50人)	48人 (14人)	112人 (62人)

() 内の数字は要旅費人員

(3) 刑事関係専門図書

＜要望要旨＞

刑事事件は、事件処理に際して専門外の知識が要求される場合が少なくない。例えば、薬物の中毒症状によって引き起こされた刑法犯の処理においては、被告人の責任能力が問題となれば、法律学以外に薬理学、精神医学といった科学分野が交錯することになり、判断にはこれらの分野にまたがった総合的な考察が要求されることになる。

また、特別法犯については、適用される法規の範囲が広汎な上、特殊性を有する場合もあり、周辺関連分野を含めて特殊な法的解釈や実務慣行に関する専門知識が幅広く必要となる。例えば、租税事件では、帳簿等の証拠書類の整理分析から適用すべき法条の判断に至るまで、税法税務や、簿記、財務諸表論、財務監査といった関連諸分野に関して、幅広い専門知識が要求される。

さらには、医療過誤、サイバー犯罪等の事件処理については、医学、ITといった先進分野に通暁しておかなければならぬところ、かかる先進分野については、適正な判断のために常に最新の情報が提供されていかなければならない。これらの要請に応えるには、実情に応じて必要な各種専門図書等の参考資料を裁判官等に対して配布する必要がある。

そこで、刑事事件の円滑かつ適正な処理のために、各種専門図書等の整備に必要な経費を要望する。

(4) 心神喪失者等医療観察制度関係専門図書

＜要望要旨＞

心神喪失者等医療観察法における処遇事件では、裁判所が対象者の入院若しくは通院による治療の要否又は入院の継続若しくは退院といった治療の継続の要否を判断することになり、審判には、精神保健審判員及び精神保健参与員といった精神医療の専門家が関与する。しかし、処遇の要否に当たって検討される対象者の責任能力の有無や再犯のおそれの判断には高度の専門的知識が要求されることから、合議体を構成する裁判官にも、審判に際して精神医療の分野における一定の知識が求められるほか、具体的な事件処理に伴い精神医療に関して調査をする必要性も生じる。

そこで、実際に事件の係属する高等裁判所及び地方裁判所に対して、こうした専門図書を整備するために必要な経費を要望する。

(5) 刑事裁判資料

<要望要旨>

刑事裁判実務が円滑に行われるためには、担当裁判官等が、日々直面する様々な問題点を解決するために参考となる情報を迅速かつ的確に入手できることが不可欠であるから、各裁判所において採られている運用上の諸方策、各庁の刑事裁判実務の具体的な実例、アップ・トゥ・デーな参考文献等の情報を分野別に整理編集した資料を刊行して各庁に配布する必要がある。

また、裁判官は、その執務に際し、参考資料として先例となるべき裁判例の有無の調査を欠かすことはできないので、関係する裁判例をできるだけ利用しやすいように、問題点別に整理して収録した資料を逐次作成して各庁に配布する必要がある。

そこで、これらの資料を刊行するための経費を要望する。

(6) 刑事事件担当裁判官協議会

<要望要旨>

第190回通常国会で成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律のうち、①裁量保釈における考慮事情の明記に関する改正等が公布の日から起算して20日を経過した日に、②弁護人選任に係る教示事項の拡充及び③証人の氏名等の秘匿措置の導入等が公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日に、④司法取引的制度の導入及び⑤ビデオリンク方式による証人尋問の拡充等が公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に、⑥取調べの録音・録画制度の導入及び⑦通信傍受手続の合理化・効率化が公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日にそれぞれ施行とされている（改正法附則1条）。

上記各制度について、刑事事件を担当する裁判官が、平成31年度においては、施行済みの①ないし⑤並びに開催時において施行済みの予定である⑥及び⑦について所属庁における実施状況の検証結果を持ち寄り、運用上の改善点につき議論する必要がある。

そこで、以下の協議会の開催に必要な経費を要望する。

<開催計画>

協議会名	会 期	開催場所	出席者		
			協議員	参列員等	計
刑事事件担当裁判官協議会	1 日	最高裁	58人（56人） (高裁裁判官8人、地裁裁判官50人)	20人	78人（56人）

() 内の数字は要旅費人員

(7) 犯罪被害者等施策のための経費

(ア) 犯罪被害者保護制度に関するリーフレット

<要望要旨>

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための制度としては、従前から、証人として出廷する際の負担を軽減する措置や、公判記録の閲覧賃写といった規定が設けられていたところ、これらに加え、平成20年12月には、犯罪被害者等が刑事裁判に参加して被告人に対する質問等を行うことができる制度及び犯罪被害者等による損害賠償請求について地方裁判所における刑事手続の成果を利用して当該裁判所が裁判を行う制度が、平成25年12月には、被害者参加人が公判期日又は公判準備に出席した場合に、その出席のための旅行に係る旅費等を国が支弁する制度が施行された。そこで、制度の概要を解説した図表やイラスト入りの簡潔なリーフレットを作成し、これを配布することにより、同制度を含めた犯罪被害者に関する諸制度について継続的に広く周知をするとともに、それら諸制度を利用する者の一助としている。

よって、引き続き、このようなリーフレットを作成するための経費を要望する。

(イ) 犯罪被害者等施策のための研究会

<要望要旨>

犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者等のための施策に関する国の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的としており、この中で、国は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置等の必要な施策を講ずることとされている（法19条）。

さらに、前記目的を達成するため、平成20年12月には、犯罪被害者等が刑事裁判に参加して被告人に対する質問等を行うことができる制度、犯罪被害者等による損害賠償請求について地方裁判所における刑事手続の成果を利用して当該裁判所が裁判を行う制度が、平成25年12月には、被害者参加人が公判期日又は公判準備に出席した場合に、その出席のための旅行に係る旅費等を国が支弁する制度が施行された。

このように、犯罪被害者法制については、これまで以上に社会的関心が高まっているものであることから、多様な問題を受け止めつつ、より被害者の立場、感情に配慮した対応をすることができるようするための研究会を行う経費を要望する。

<開催計画>

会期	1日	
開催地	高等裁判所（8庁）	
講師	被害者保護問題の専門家（弁護士等）	8人
	被害者保護問題の有識者（被害者支援団体の会員等）	8人
受講者	裁判官	50人（要旅費人員42人）
	窓口対応職員	50人（要旅費人員42人）

(8) 外国人事件の処理経費

通訳人、翻訳人が必要な外国人事件数は少なくない。また、被告人の国籍も多岐にわたっている。

さらに、事件内容も、窃盗をはじめ、出入国管理及び難民認定法違反、覚せい剤取締法違反、道路交通法違反、傷害など多種多様であり、強盗や殺人なども少なくない上、裁判員裁判においては、連日開廷が行われることから、このような事件に対応可能な高度なレベルの法廷通訳、翻訳が必要とされている。

そこで、以下のとおり所要の措置を講ずるための経費を要望する。

(ア) 法廷通訳支援専門用語対訳図書

<要望要旨>

外国人事件を適正に処理するためには法廷における通訳が正確に行われることが不可欠である。法廷通訳には通常の通訳とは異なり、発言内容をより忠実かつ厳格に訳すことが要求され、かつ、通訳人の個人的な解釈を交えることなく公正、中立な立場に立った通訳が必要となるほか、日常では用いられない特殊な専門用語、俗語、慣用表現及び言い回しが比較的高い頻度で用いられる。

そこで、法廷通訳に役立つ専門用語等を対訳形式で掲載した図書を整備するための費用を要望する。

(イ) 法廷通訳フォローアップセミナー

<要望要旨>

通訳人、翻訳人の付いた外国人事件に占める否認事件（裁判員裁判対象事件を含む）は少なくなく、否認事件においては、その通訳内容が犯罪事実の認定及びその量刑を左右するおそれがあるため、特殊な専門用語や被告人等の発言の細かなニュアンスを正確に通訳することがより一層求められる。また、当事者双方から異議の申立てがされたり、被告人らから不規則発言がされるなど、即座に適切な対処を要する突発的な事態が発生する可能性も高く、こうした特殊な言語知識及び高度な通訳技術、突発的な事態に対応する際のノウハウ等を身につけた通訳人候補者を早期に確保・育成するために、より実践に近い言語別のセミナーを行う必要がある。そこで、全国より選ばれた講師、受講者によるレベルの高い講義や複雑困難な否認事件（裁判員裁判対象事件を含む）を想定した模擬通訳実習等を可能とする全国単位によるセミナー開催に必要な経費を要望する。

<開催計画>

会 期	2 日 (年 3 回)
開催地	地方裁判所 (2 庁)
出席者	
受講者	7 2 人
地方裁判所裁判官	6 人
刑事首席書記官	2 人
外国語の専門家	1 2 人
合 計	9 2 人

(4) 法廷通訳基礎研修

<要望要旨>

平成18年度から法廷通訳基礎研修を実施し、多数言語の初心者レベルの通訳人候補者を対象として、ベテラン通訳人が基礎的法律用語のニュアンスの違いに気を付けて正確に通訳するためのノウハウの教示、具体的な経験に基づく通訳倫理に関する事例研究、基礎的な裁判手続についての講義などを行い、初心者レベルの通訳人候補者の育成強化に高い効果を上げている。

ところで、法廷通訳基礎研修は、自白事件の法廷通訳を担当するための最低限の知識の習得を可能とすべく実施するものであるところ、こうした事件を担当できる通訳人を育成する必要性は、多数言語に限らず、少数言語においても同様であることから、対象を少数言語にも広げ、各庁のニーズに応じた初級者向けの研修の開催を可能としている。

そこで、法廷通訳基礎研修を行うための経費を要望する。

<開催計画>

会期	1日
開催地	地方裁判所（50庁）
出席者	受講者 310人
	地方裁判所裁判官 50人
	地方裁判所書記官 50人
	外国語の専門家 53人
	合計 463人

(エ) 法廷通訳セミナー

<要望要旨>

平成7年度より、全国8高裁所在地において法廷通訳セミナーの開催が認められ、とりわけ、事件数に比してその言語に通じている者が少ない、いわゆる少数言語の通訳人を育成する上で極めて高い成果を上げてきた。同セミナーにおいては、受講者に対し、外国人事件を担当している裁判官による裁判手続の説明、法廷通訳の経験豊かな通訳人による講義、裁判所書記官等を交えた座談会、否認事件（裁判員裁判対象事件を含む）を想定した模擬通訳実習等、様々な施策を実施しながらきめ細やかな指導が行われており、短期間で法廷通訳についての基本的な知識の習得などに効果を上げている。

一方で、外国人事件に占める否認事件（裁判員裁判対象事件を含む）は少なくなく、否認事件の法廷通訳を担当するための実践的な知識及び技能を習得する研修を行い、多数言語・少数言語を問わず、中級者レベルの通訳人候補者を育成する必要がある。

そこで、法廷通訳セミナーの開催に必要な経費を要望する。

<開催計画>

会 期	2 日 (年1回)
開催地	地方裁判所（8庁）
出席者	受講者 66人
	地方裁判所裁判官 8人
	刑事首席書記官 8人
	外国語の専門家 16人
	合 計 98人

経費積算内訳						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	刑事法研究会	6人 4時間 2回	7,900	379(379)	12,188(11,628)	
職員旅費 (内国旅費)	刑事事件担当裁判官協議会 (高裁判)			633(0)		
	局課長	7人	49,234	345(0)		
	事務官	7人	41,132	288(0)		
旅費 (会議費)	刑事法研究会	6人 2回	108.9	1(1)		
裁判資料整備費 (消耗品費)	刑事関係専門図書			11,175(11,248)		
	心神喪失者等医療観察制度関係 専門図書	58冊 1組	51,428	2,983(2,983)		
	法廷通訳支援専門用語対訳図書	58冊 1組	49,241	2,856(2,856)		
(印刷製本費)	刑事裁判資料	1,388部 3回	556.2	2,610(2,683)		
	犯罪被害者保護制度に関する リーフレット	(100,000) 80,000部	3.672	2,316(2,316)		
				294(367)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	法廷通訳フォローアップセミナー	2席 2人 2日 4時間 3(1)回	7,900	14,035(5,145) 3,361(1,509)	
	法廷通訳基礎研修	53人 1日 3時間	7,900	1,256(1,256)	
	犯罪被害者等施策のための研究会	8人 3時間 8人 3時間	7,900 6,100	336(0) 190(0) 146(0)	
	法廷通訳セミナー	6席 2人 2日 4時間 2席 2人 2日 4時間	7,900 7,900	1,011(0) 758(0) 253(0)	
職員旅費 (内国旅費)	刑事事件担当裁判官協議会 高裁裁判官 地裁裁判官	7人 49人	49,814 46,366	5,876(2,621) 2,621(2,621) 349(349) 2,272(2,272)	
	刑事事件担当裁判官協議会 (高裁別) 高裁支部裁判官 地裁裁判官	6人 42人	36,460 26,299	1,324(0) 219(0) 1,105(0)	

項・目・目細等	品 名 等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備 考
	犯罪被害者等施策のための研究会			1,931(0)	
	裁判官	42人	26,299	1,105(0)	
	窓口対応職員	42人	19,663	826(0)	
委員等旅費 (委員会出席旅費)				4,785(1,008)	
	法廷通訳フォローアップセミナー			3,176(1,008)	
	開催地	12(5)人	2,200	26(11)	
	その他	60(19)人	52,496	3,150(997)	
庁費 (会議費)	法廷通訳セミナー			1,609(0)	
	開催地	14人	2,200	31(0)	
	その他	52人	30,341	1,578(0)	
				13(7)	
	法廷通訳フォローアップセミナー	12(4)人 2日	108.9	3(1)	
	法廷通訳基礎研修	53人 1日	108.9	6(6)	
	法廷通訳セミナー			4(0)	
		6庁 2人 2日	108.9	3(0)	
		2庁 2人 2日	108.9	1(0)	

裁判員制度の運営等の充実

(1) 裁判員制度広報関連経費

裁判員制度は、裁判に対する国民の幅広い参加を求める制度であり、平成21年5月21日から施行されている。裁判所としては、裁判員裁判を円滑かつ確実に実施していくことが重要であることはいうまでもないが、その上で、各種の広報活動を実施し、制度の運用状況（円滑・確実に実施されていること）及び裁判員経験者の声・感想を広く国民に伝えることにより、制度に対する国民の信頼・理解を高めていくことが必要である。また、施行から10周年を迎えるにあたり、これまで蓄積された裁判員経験者の声・感想や制度の運用状況に関する情報を、各種の広報活動において適時適切かつ正確に伝えることが不可欠である。

そこで、裁判員制度の広報活動を実施するための経費を要望する。

(ア) 裁判員制度10周年シンポジウム

<要望要旨>

裁判員制度施行10周年という大きな節目に法曹三者が一堂に会し、10年間の実施状況や円滑に制度が運営されてきたことを国民に伝えるとともに、幅広い協力をお願いするという場を設けることにより、社会や報道機関の関心を集め、10周年関連記事とともに大きく取り上げられるなど、高い広報効果を期待できる。また、裁判員経験者の声を伝えることができれば、裁判員制度広報としてより一層有効である。

中央において、大学教授等の有識者を来賓として招いて裁判員制度10年を振り返り、法曹三者と裁判員経験者のシンポジウムを開催するとともに、地方単位でも、地域ごとの事情も踏まえた振り返り及び討論を行うことにより、全国的に、改めて裁判員制度への関心を呼び起こすことができる。

そこで、これらのシンポジウムを開催するために必要な経費を要望する。

<開催計画>

(開催地) 東京都内（中央）及び各地方裁判所（50庁）（地方）

(日 程) 平成31年4～5月

(参加者) 法曹三者の代表者、大学教授等の有識者（中央のみ）、裁判員経験者

(イ) 制度広報用漫画の増刷

<要望要旨>

漫画は、成人のうち活字離れの傾向がある層に対してのみならず、将来裁判員制度を担うことになる若年層に対しても親しみをもって受け入れられるものであり、裁判員制度の手続や運用、裁判員の果たす役割等を簡潔かつ分かりやすく伝えることができる。

上記のような漫画の特性を活かし、制度広報用漫画を各地の広報行事で配布するほか、裁判所への来庁者や企業、団体、学校等、幅広い層の国民に配布したりして、裁判員制度に関する基本的かつ正確な情報を提供することにより、引き続き制度の定着を進めたい。

そこで、制度広報用漫画の増刷のために必要な経費を要望する。

(イ) 制度広報用パンフレット

<要望要旨>

裁判員制度に関する基本的な知識を簡単に知ってもらうには、制度の基本的情報や手続の流れ等が簡潔かつ分かりやすく説明されており、各種のデータが解説付きで掲載された手にしやすいサイズのパンフレットを利用するのが極めて有用である。

このパンフレットを各地の広報行事で配布するほか、裁判所への来庁者や企業、団体、学校等、幅広い層の国民に配布し、裁判員制度に関する基本的かつ正確な情報を提供することにより、引き続き制度の定着を進めたい。

そこで、制度広報用パンフレットの作成のために必要な経費を要望する。

(エ) 出張講演会

<要望要旨>

出張講演会は、実際に刑事事件を担当している裁判官が求めに応じて、企業、商工会議所、学校、P T A、生活協同組合等に出向き、その経験談を交えて直接国民に裁判員制度について説明するものであり、これまで各地の裁判所で実施しているが、間もなく裁判員制度施行から10周年を迎えることになる現在においても、裁判員裁判に参加することへの漠然とした不安を有している方は依然として多く、参加意欲を高めるための情報として、具体的な経験談を求める方が多い。そこで、多くの国民が裁判員を経験しつつある現状において、裁判官が出張講演会を行う際に、裁判員経験者を同行し、裁判員を経験して感じたことなどを率直に語っていただくことにより、一般国民の目線からの裁判員裁判の実情を直接参加者に伝えることができ、裁判員のやりがいについて具体的なイメージを持っていただき、参加意欲を高めることができると考えられる。

そこで、出張講演会に裁判員経験者を同行するために必要な経費を要望する。

<開催計画>

(実施庁) 地裁50庁

(日程) 年6回

(開催場所) 各地の企業、団体、学校等

(出席者) 出張先に応じ、市民十数名から100名程度まで（講師として裁判官及び裁判員経験者）

(2) 裁判員制度の運営に必要な経費

(ア) 裁判員制度の運営等に関する有識者会議

<要望要旨>

裁判員制度の運用は、例えば、裁判員等選任手続など、国民生活に大きな影響を与えるものが多いことから、運用上の諸課題の検討に当たっては、法曹関係者のみならず、外部の有識者等も加わった会議を開催して、国民的視点から多角的に検討を進めていくことが不可欠であることから、最高裁判所に、裁判員制度の運営等に関する有識者会議を設置している。平成24年12月には、「裁判員裁判実施状況の検証報告書」を公表したが、今後も引き続き有識者会議の助言を受けるなどして、裁判員制度の運用面の検討を行っていく必要がある。

また、最高裁判所は、裁判員制度施行後、毎年、裁判員裁判対象事件の取扱状況、裁判員及び補充裁判員の選任状況その他、裁判員法の実施状況に関する資料を公表しなければならない（裁判員法103条）。この公表に当たっても、あらかじめ有識者会議に公表内容を示して、意見を聞くことが有益である。

そこで、裁判員制度の運営等に関する有識者会議を開催するのに必要な経費を要望する。

<開催計画>

出席者 16人（うち、外部有識者8人中、謝金が必要となる者 7人）

(イ) 裁判員制度についての意識調査

<要望要旨>

裁判員制度は、国民の中から選任された裁判員が裁判官とともに刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資するとされている（裁判員法1条）ところ、裁判員裁判の運用主体である裁判所として、その目的が果たされているか、不斷に運用状況を検証し、その改善に努めるべきことは当然である。

裁判員裁判の運用状況の検証に当たっては、事件数や審理日数等の客観的データを把握・分析し、また、アンケート調査や意見交換会を通じて裁判員等経験者の率直な意見・感想を聴取する必要があることはいうまでもないが、裁判員制度の趣旨が、国民が刑事裁判に参加することにより、裁判の内容や手続に国民の良識が反映されるとともに、司法に対する国民の理解が深まり、その信頼を高めるという点にあることに鑑みれば、運用改善の方向性を見極められるような検証をするためには、上記裁判員等の意見・感想に加え、制度の運用状況に関する国民一般の受け止め・評価を継続的に把握し、これらを総合的に分析・検討することが不可欠である。

なお、本調査は、上記のとおり、裁判員制度の運用に対する国民一般の受け止め・評価を把握し、今後の運用改善に役立てる目的とするものであり、そのために必要な調査項目、調査実施方法等については、裁判所が主体となって決定し、実施する必要がある。

そこで、裁判員制度の運用に関する国民一般の意識調査を実施するために必要な経費を要望する。

(イ) 裁判員制度運用状況等に関する報告書

<要望要旨>

裁判員法は、裁判員制度に対する国民の理解と関心を深めるとともに、制度の運用の改善などのための検討に資するため、対象事件の取扱状況、裁判員及び補充裁判員の選任状況その他この法律の実施状況に関する資料を毎年公表すること（裁判員法103条）を定めている。

裁判員制度の目的は司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資すること（同法1条）とされていることからすれば、公表資料は図表を用いるなどして国民に分かりやすく、かつ利用しやすい形式とすることが必要不可欠であり、また、運用改善に向けた検討のためには、裁判員裁判の運用状況の客観的なデータに加え、裁判員制度の運営等に関する有識者会議での議論などを踏まえ、運用状況に対する評価・分析など、実態に即した検討を進める上で必要な様々な内容を含むことが想定され、相当程度の分量となることから、刊行物によって公表することが必須である。

そこで、裁判員制度運用状況等に関する報告書を印刷するために必要な経費を要望する。

(エ) 裁判員経験者との意見交換会

<要望要旨>

裁判員制度の運用については、不斷に検証し見直すべき点について迅速かつ柔軟に対応していく必要があるところ、そのためには裁判員の職務終了後、一定期間経過した後に感想や制度自体について改めて考えたこと、あるいは守秘義務やその他の負担等、言渡し直後では聞くことができない事項及び各庁固有の検討課題等について、裁判員経験者との意見交換会を実施することで率直な意見を聞くことが必要である。聴取した結果は各庁の運用改善等に役立てる。

そこで、裁判員経験者との意見交換会の実施に必要な経費を要望する。

(オ) 評議室用コピーボード

<要望要旨>

裁判員裁判の評議においては、裁判官と裁判員とで議論の内容を視覚的に共有し、以降の評議や判断形成に向けてこれを記録化し、さらに必要に応じて記録化した内容を参照できる環境が必要であるが、1つの事件の判断形成に向けてなされる議論の内容は相当な分量であり、板書量もホワイトボードにすれば何面分、ときには何十面分にも及ぶところである。審理予定日数が増加傾向にあり、これが辞退率上昇・出席率低下の原因としても挙げられている昨今、充実した審理を維持しつつ不要な時間をできる限り削減する取組みが必須であり、このような評議における大量の板書・記録・出力を最もロスなく実現できる機器として、コピーボード（スキャナ付のホワイトボード）が不可欠である。

そこで、評議室にコピーボードを整備するために必要な経費を要望する。

経費積算内訳

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	裁判員制度の運営等に関する有識者会議			13,404(12,712)	
	座長	1人 2回	22,700	398(280)	
	委員	6人 2回	19,600	280(280)	
				45(45)	
				235(235)	
	裁判員制度 10周年シンポジウム(中央)			118(0)	
	大学教授等	3人 3時間	9,700	87(0)	
	裁判員経験者	2人 3時間	5,100	31(0)	
委員等旅費 (協議会出席旅費)	裁判員制度 10周年シンポジウム(中央)			149(0)	
	大学教授等	3人	31,509	95(0)	
	裁判員経験者	2人	27,064	54(0)	
庁費 (印刷製本費)				12,440(11,971)	
				2,498(2,249)	
	制度広報用漫画の増刷	(86,050)	(21,578)		
		95,500部	20,531	1,961(1,857)	
		(72,300)	(5,419)		
	制度広報用パンフレット	76,520部	7.02	537(392)	
(借料及び損料)	裁判員制度 10周年シンポジウム(中央)会場借料	一式	220,000	220(0)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(会議費)	裁判員制度の運営等に関する有識者会議	8人 2回	108.9	2(2)	
(雑役務費)	裁判員制度についての意識調査	一式	9,720,000	9,720(9,720)	
裁判資料整備費 (印刷製本費)	裁判員制度運用状況等に関する報告書	3,000部	(153.619) 139.125	417(461)	

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考
(項) 下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	裁判員制度 10周年シンポジウム (地方) 裁判員経験者	50 庁 4人 2時間	5,100	22,093(0) 8,496(0)	
	出張講演会 裁判員経験者	50 庁 2人 2時間 6回	5,100	2,040(0) 6,120(0)	
	裁判員経験者との意見交換会	8人 7回	6,000	336(0)	
委員等旅費 (協議会出席旅費)	裁判員制度 10周年シンポジウム (地方) 裁判員経験者	200人	2,618	2,095(0) 524(0)	
	出張講演会 裁判員経験者	600人	2,618	1,571(0)	

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考
庁費 (会議費)	裁判員制度10周年シンポジウム(地方)	50庁 4人	108.9	93(0)	
	出張講演会	50庁 2人 6回	108.9	22(0)	
	裁判員経験者との意見交換会	8人 7回	108.9	6(0)	
法廷等器具整備費 (備品費)	評議室用コピーボード	51台	223,697	11,409(0)	

裁判運営のための司法基盤の充実

(1) ゲート式金属探知機

<要望要旨>

裁判所では、あらゆる事件の審理が行われ、多種多様な事件関係人が自由に出入りすることができるので、当事者や傍聴人等が法廷内に凶器を持ち込み、事件関係者や傍聴人に危害を加えるという事件が現実に発生している。

こうした事件を防ぐためには、入廷前に所持品検査を行い、刀物や銃器等の凶器を持ち込ませないことが効果的であることから、ゲート式金属探知機を使用する必要がある。

とりわけ裁判員裁判においては、一般人である裁判員等が裁判所構内でこうした事件に遭うことがないように必要な機器を整備することは、裁判員制度を実施する裁判所の責務である。

そこで、整備済みのこれらの機器を更新するとともに新規整備に要する経費を要望する。

<整備内訳>

6台（更新）を地裁本庁及び支部に整備する。

(2) 棒状金属探知機

<要望要旨>

裁判所は、凶器等の持込みが予想される場合に所持品検査を厳格に行う必要があり、ゲート式金属探知機を設置する庁においても、傍聴人等来庁者自身が金属探知機に反応した場合、直ちに触手による身体検査を行うことはトラブルを招くおそれが多く、困難であることから、改めて棒状金属探知機を使用して、それらの発見に努め、警備に万全を期する必要がある。また、手荷物等の所持品については、所持品の内容物すべてについて開披を求めるのはプライバシー保護の観点から問題であり、時間も要するので、迅速に検査を行うためには棒状金属探知機を使用する必要がある。さらに、短時間かつ少人数を対象とした警備を効率的に行うため、傍聴人等の検査においても、機動性を有する棒状金属探知機を使用する必要がある。

そこで、整備済みの機器を更新するとともに新規整備に要する経費を要望する。

<整備内訳>

8式（1式2本、更新）を地裁本庁及び支部に整備する。

経費積算内訳

明 細
書 頁

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考
(項) 下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)					
	ゲート式金属探知機	6(9)台	(1,377,000) 1,296,000	8,899(12,393) 7,776(12,393)	
	棒状金属探知機 (1式2本)	8式	140,400	1,123(0)	